

平成24年第2回多賀城市議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月13日（水曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
市民課長 鈴木 利明
市民経済部副理事(兼)税務課長 郷家 栄一
商工観光課長 菊田 忠雄
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
道路公園課長 加藤 幸
会計管理者 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

復興に向けて日に日に大変慎重な会議になると思いますので、きょうから皆さん慎重審議をよろしくお願いいたします。

これより平成 24 年第 2 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び森長一郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

○議長（板橋恵一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第3 行政の報告

○議長（板橋恵一）

日程第3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第2回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、報告6件、専決2件、人事1件、条例6件、補正予算3件、その他10件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第1回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告します。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営担当関係ですが、昨年12月1日から試験運行を開始した多賀城西部線につきましては、4月1日から運賃を100円とし、平日の運行便数を2便ふやし、低床バスでの試験運行を継続しております。

次に、政策秘書関係ですが、東日本大震災から1年を迎えるに当たり、3月11日に文化センター小ホールにて「東日本大震災多賀城市追悼式」を行いました。犠牲となられた方々

に対し追悼の誠をささげみたまをお慰めするとともに、一日も早い復興への誓いを新たなものといたしました。当日は、会場の定員を大幅に超える620名の方々が参列し、追悼と復興への祈りを込めて献花が行われました。

次に、震災復興推進局関係ですが、東日本大震災復興特別区域法に基づき、ものづくり関連企業の集積を促進するため、宮城県及び県内33市町村と共同して課税の特例措置を定める復興推進計画の認定を受けておりますが、さらに、工場立地法等に基づく緑地面積割合を緩和する特例措置を講じるため、同計画の修正について5月25日に内閣総理大臣の認定を受けました。

また、情報サービス関連企業の集積促進のための課税特例措置を講じるため、宮城県及び県内16市町村と共同で提出していた復興推進計画については、6月12日に内閣総理大臣の認定を受けました。

復興交付金につきましては、既に交付を受けている事業分に加え、5月25日に2事業、約5億円の内示がありました。

津波防御事業、避難路整備事業、避難ビル整備事業等の具現化に向けた調査・検討を行う復興まちづくり調査検討業務につきましては、業務委託の契約を締結しております。

3月30日、被災地復興モデル実証調査として、「緑の分権改革」調査事業を総務省から受託しました。この業務は、多賀城跡において生産されるハーブや市内で栽培される野菜等を活用した特産品づくりと6次産業化、雇用促進等の調査を行うもので、その実証調査業務について民間企業と業務委託契約を締結しております。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、平成22年度から係争しておりました多賀城駅北開発株式会社に係る「公金違法支出損害賠償請求事件」の控訴審につきましては、第1回口頭弁論が3月12日に、第2回口頭弁論が5月16日に行われ、同日結審しました。判決言い渡しは7月18日の予定です。

また、学校法人高橋学園に対する「不当利得金（清算金）返還請求事件」につきましては、第3回口頭弁論が5月17日に行われ、同日結審しました。判決言い渡しは今月29日の予定です。

次に、災害復旧に係る地方自治法に基づく職員の派遣につきましては、4月から全国24自治体29名の職員を本市に派遣いただき、建設部及び市民経済部で活躍していただいております。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、東日本大震災から1年を迎えるに当たり、3月11日に友好都市である太宰府市、奈良市と共同で、史都多賀城万灯会「3・11復興の灯」を開催し、3市が同時刻にそれぞれの地でろうそくに火をともし、震災で犠牲になられた方々の鎮魂と震災からの復興を祈りました。本市の会場となった多賀城政庁跡には多くの市民が訪れ、市内小中学校の児童・生徒などからのメッセージやイラストが描かれた行燈約7,000個に火をともしました。

区長業務につきましては、平成 20 年 1 月から区長が不在となっていた丸山区より区長の推薦があったことから、5 月 1 日付で委嘱状を交付しました。これにより、すべての行政区に区長を設置しております。

市のホームページにつきましては、5 月 14 日、17 日、18 日の 3 回にわたり改ざん及びウイルス感染被害を受けました。これは本市が契約している会社のシステム環境に外部から不正なアクセスがあったことによるものです。

5 月 18 日午後、一時的にホームページを閉鎖し、安全な状態を確認しながら 21 日午後、完全復旧いたしました。

契約会社に対してウイルス対策の徹底を指示するとともに、本市においてもウイルス対策ソフトの二重化などの対策を講じ、今後の改ざん防止を図ってまいります。

次に、管財課関係ですが、多賀城市土地開発公社の平成 23 事業年度事業報告書並びに平成 24 年度事業事業計画及び予算書を、地方自治法の規定に基づき作成し配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

庁舎で使用する電力量と二酸化炭素ガスの排出量を削減するため、西庁舎屋上への太陽光発電設備の設置と避難誘導灯の LED 化及び蛍光灯安定器のインバータ化を実施しました。これにより、年間最大約 18 トンの二酸化排出量と約 52 万円の電気料の削減が図られることとなります。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全対策関係につきましては、関係団体の参加及び協力のもと、4 月 6 日から 15 日まで「春の交通安全市民総ぐるみ運動」を実施しました。「子どもと高齢者の事故防止」を運動の基本として、市内各地区において「飲酒無謀運転根絶二うめ作戦」の街頭キャンペーン活動を展開しました。

また、4 月 13 日には、交通死亡事故ゼロ 1 年を記念して、宮城県警察本部長から賛辞をいただきました。

さらに、「飲酒運転根絶の日」である 5 月 22 日には、市内の飲食店約 200 カ所を訪問し、啓発活動を行いました。

防犯対策関係につきましては、犯罪の防止に配慮したまちづくり推進のため、4 月 1 日から市内事業所等 50 社の協力を得て、社用車 137 台による防犯パトロールを開始しております。

次に、消防防災関係につきましては、東日本大震災以降継続していた災害対策本部は、震災の緊急対応に一定のめどがついたことから 3 月 31 日をもって解散し、震災復興推進本部に一元化した上で総合的な復興事業の推進を図ってまいります。

また、同報系の防災行政無線につきましては市内 53 カ所の設置が完了し、4 月から運用を開始しております。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線量測定につきましては、4 月 2 日から市内の小・中学校、保育所、幼稚園、児童施設、公園等 50 カ

所で空間放射線量測定を実施しております。

そのうち、市役所前駐車場において、土曜日、日曜日、祝日を除きほぼ毎日計測し、そのほかの箇所につきましては、およそ1週間に1回の頻度で測定しております。

なお、測定で得られた結果につきましては、市のホームページで毎日公表しております。

また、市役所西側駐車場信号機付近には、文部科学省が「可搬型モニタリングポスト」を設置し、空間放射線量の継続的な監視を行っています。この機械は太陽光発電により作動し測定値のデジタル表示を行うほか、測定結果を国や県に自動で送信しております。

なお、市内の測定結果につきましては、国が定める除染が必要なレベルや健康に影響が及ぶレベルには達しておりません。

次に、市民課関係ですが、3月下旬から4月上旬にかけて増加する転入・転出に伴う届出の利便性の向上と平日の窓口混雑の緩和を図るため、3月25日から4月8日までの土曜日、日曜日に窓口を開設したところ、5日間で369件の利用がありました。

次に、税務課関係ですが、平成24年度の個人住民税の納税通知書につきましては、特別徴収に係る分を5月11日に6,154通、普通徴収に係る分を5月11日に9,383通、それぞれ発送しております。

また、同日付で平成24年度の課税・非課税証明書の発行も開始しております。

なお、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書につきましては、納期限を2カ月延長し、7月上旬に発送できるよう準備を進めております。

次に、商工観光課関係ですが、被災事業者を支援する仮設店舗等貸与事業につきましては、4月6日、町前3丁目に仮設店舗・事務所24区画が完成いたしました。5月末日現在では14件の事業者が入居し、順次営業を再開しております。

次に、被災した店舗の修繕等に対して補助を行う被災事業者再建支援事業につきましては、昨年11月から5月末日までに181件の申請があり、1,752万円の補助金を交付しております。

また、商業者向けの「商業等事業再開支援補助金」につきましては、多賀城・七ヶ浜商工会と連携し補助制度の啓発を行っております。なお、申請につきましては5月28日から5月29日まで仙台地方振興事務所において受け付けをしております。

次に、多賀城市建設職組合に加盟している個人事業主の経営の向上を図るため、昨年度から進めてきた事業協同化推進事業につきましては、本事業に賛同した同組合の会員が5月25日に多賀城市建築工事有限責任事業組合を設立しております。

観光関係につきましては、平成25年度仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに向けて、仙台・宮城の観光素材や取り組みをPRするため、5月28日に全国の旅行会社等523名を招待した「全国宣伝販売促進会議」に参加し、本市の古代米の醸造酒「おもわく姫」をPRしました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、こども福祉課関係ですが、大規模改修工事が完了した西部児童センターで4月21

日、リニューアルオープンセレモニーを開催しました。当日は多くのボランティアの協力のもとで親子など 200 名近い参加がありました。

保育関係につきましては、5 月 21 日に高橋地区に「多賀城はるかぜ保育園」が、今月 1 日には新田地区に「多賀城すみれ保育園」が開園し、両園合わせて 110 名の児童が入園しました。

また、宮城県による学校給食食材用の放射能サンプル測定が 5 月 21 日から開始され、市内の保育所、幼稚園及び学校の給食について順次測定を受ける予定になっております。

なお、今月 7 日と 8 日に測定を受けた鶴ヶ谷保育所と笠神保育所分については、放射性物質は検出されませんでした。

次に、健康課関係ですが、被災者の生活不活発病等を予防するため、4 月 3 日から応急仮設住宅 6 カ所で作業療法士などによる健康相談、ストレッチ指導、交流会を実施しております。

被災者のメンタル面の支援体制につきましては、仮設住宅入居者に対し専任看護師や精神保健福祉士による巡回訪問や相談を実施しているほか、全市民を対象に専用の相談電話を開設して対応するなど心のケアを図っております。

介護予防につきましては、2 次予防事業の対象者を把握するため、今年度から介護認定を受けていない高齢者の方を対象として「シニア元気度調査」を行うこととし、5 月 23 日に調査票を郵送しております。調査結果に基づき、必要な方に介護予防教室等への案内を行うこととしております。

特定健診につきましては、受診機会の確保及び受診率の向上を目指し、昨年度に引き続き自己負担金 1,300 円を免除し、今月 7 日から市内各会場で実施しております。

次に、介護福祉課関係ですが、本年 10 月に開催される第 25 回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（ねんりんピック宮城・仙台 2012）につきましては、本市で行われる将棋交流大会の円滑な運営を図るため、5 月 10 日に第 2 回多賀城市実行委員会総会を開催いたしました。

また、ひとり暮らしの高齢者などを対象として、救急隊員や医師等による迅速な救急活動に役立てるため、救急医療情報キットを今月 1 日から配布しております。

次に、国保年金課関係ですが、国民健康保険被保険者を対象とした脳検診への助成事業につきましては、40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの対象者 2,090 名に対し、4 月 27 日に案内文書を発送しております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、国土交通省による仙塩道路 4 車線化事業及び（仮称）多賀城インターチェンジ新設事業につきましては、4 月 6 日に着工式が行われました。本市が長年待ち望んでいた事業であり、一日も早い完成を期待いたしております。

桜木地区に建設予定の災害公営住宅につきましては、3 月 30 日に独立行政法人都市再生機構と基本協定を締結し、5 月 31 日には基本設計等業務実施契約を締結しました。今後、地盤調査、基本設計、実施設計を行い、平成 25 年度の完成、平成 26 年度中の入居開始を

目指して建設に着手する予定です。

一部損壊住宅補修工事費用補助金につきましては、昨年 11 月から本年 5 月末日までに 442 件の申請があり、3,753 万円の補助金を交付しております。

宮内地区のまちづくりにつきましては、これまで 4 回にわたり説明会、意見交換会、勉強会を開催し、延べ 178 世帯、363 人の方に参加いただきました。また、5 月 14 日からは住民や地権者世帯ごとの面談を行っており、今後も意向を確認しながら現地再建によるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

都市計画マスタープラン策定事業、総合治水対策計画策定事業につきましては、プロポーザルに係る審査委員会を開催し、委託業者が決定いたしました。

次に、多賀城駅周辺整備課関係ですが、JR 仙石線の鉄道高架工事につきましては、4 月 8 日に下り線が開通し、同日、記念式典を開催いたしました。今後は、平成 25 年秋の完全開業に向けて、新下り線ホームと新駅舎の建設が進められる予定になっております。

多賀城駅北開発株式会社の平成 23 事業年度事業報告書並びに平成 24 事業年度事業計画及び予算書を、地方自治法の規定に基づき作成し配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、復興建設課関係ですが、復興交付金事業につきましては、復興計画道路清水沢多賀城線道路予備設計業務委託ほか 3 件の契約を締結いたしました。

また、災害復旧工事につきましては、市道桜木栄線道路災害復旧工事ほか 13 件の契約を締結いたしました。

次に、下水道課関係ですが、昨年度に災害査定を受けた 34 件の災害復旧工事につきましては、5 月末日現在で 27 件を発注しており、残り 7 件は今年度上半期中に順次発注する予定です。

また、雨水全体計画見直し業務委託につきましては、プロポーザルに係る審査委員会を開催し、委託業者が決定いたしました。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、教育総務課及び学校教育課関係ですが、市内小中学校 10 校の災害復旧工事につきましては今月から着手しております。

また、桜木地区に建設を計画していた（仮称）第七小学校用地につきましては、被災された方々に住宅を提供するための災害公営住宅建設用地に転用することといたしました。

なお、桜木地区の住民に対しては今後、計画転換に至った経緯などについて説明会を行う予定としております。

次に、生涯学習課関係ですが、3 月 24 日及び 25 日、ジュニアリーダーを養成するための「インリーダースクール&ジュニアリーダー初級研修」を開催し、小・中学生 8 名が参加しました。専門講師等の指導により、野外活動や創作活動を通してリーダーとしての知識や技術を学びました。

文化センターの災害復旧工事につきましては 3 月末に工事が完了し、4 月 1 日に全館開館

をいたしました。これを記念し、同日には「震災復興記念 陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサート」、同月 7 日にはソニー吹奏楽団による「ファミリーコンサート in 多賀城」が開催されました。

放課後子ども教室事業につきましては、多賀城八幡小学校が 5 月 11 日から、多賀城小学校が 5 月 16 日からそれぞれ実施しております。今年度から定員枠を廃止して募集しており、多賀城小学校では 119 名、多賀城八幡小学校では 91 名の応募がありました。

5 月 16 日、東北学院大学との連携事業として大学公開講座を開講したところ、47 名の受講がありました。7 月 4 日までの毎週水曜日、全 8 回のカリキュラムで実施されます。

山王地区公民館につきましては、4 月 3 日から 4 日にかけて吹き荒れた暴風によりフェンスの一部が倒壊したため、テニスコートの使用を中止としておりましたが、修繕工事が完了し、5 月 18 日から一般開放を行っております。

次に、文化財課関係ですが、文化センターの再開にあわせ、埋蔵文化財調査センター展示室を 4 月 1 日に開館しました。

史遊館では、3 月 10 日から今月 10 日まで「文化財レスキュー活動報告展」を開催し、東日本大震災により被災した文化財に対するレスキュー活動の様子や寄贈資料などを紹介しました。

また、4 月 21 日に文化財レスキュー活動報告会を開催したところ、60 名の参加がありました。

大型連休中の 5 月 3 日から 6 日、史遊館無料体験デーを開催し、48 名がミニ勾玉づくりを楽しみました。

埋蔵文化財緊急発掘調査事業につきましては、平成 24 年 4 月、5 月には 13 件の発掘調査を実施し、そのうち震災復興に関連するものは 8 件でした。

震災関連発掘調査については、特例措置により 1 件当たり一、二週間程度の簡易な調査となっております。

最後に、上水道部について申し上げます。

今月 1 日から 7 日までの間、「さあ今日も 水と元気が 蛇口から」をスローガンとした第 54 回水道週間を開催しました。期間中は、市役所 1 階ロビーに水道に関する展示コーナーを設けて、「安全で安定した水の供給」など水道事業への理解、関心を深めるための PR に努めました。

以上、第 1 回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

以上で行政の報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

日程第 4、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 23 年度多賀城市一般会計歳出予算のうち、被災地復興モデル創出事業ほか 41 件に係る経費 20 億 3,875 万 3,498 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、議案書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、平成 23 年度多賀城市一般会計において繰越明許費の設定をした事業のうち平成 24 年度に繰り越しをした事業は、2 ページから 5 ページまでの繰越明許費繰越計算書に記載しております 42 事業となります。これらの繰り越し事業の各個別の繰り越し理由につきましては、繰越明許費の設定の際に説明をしておりますので、ここでは省略させていただきたいと存じますが、共通する特徴点を 3 点ほど申し上げます。

まず、第 1 点が災害査定時期による工事発注時期の遅延。2 点目が震災に伴う需要の増加による設計業務等の完了時期、物品等の納入時期の遅延。3 点目が災害復旧業務を優先させたことによる通常業務の開始時期の遅延などとなっております。

これらの繰り越し事業の完成・完了の予定時期につきましては、資料 2 を御用意お願いしたいと存じます。

資料 2 の 1 ページ及び 2 ページに報告書第 3 号関係資料、平成 23 年度多賀城市一般会計繰越明許事業完成・完了期日予定等一覧に記載させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

ここで大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いしたいと存じます。

訂正箇所は 2 カ所でございます。今説明申し上げました資料 2 の 2 ページ、9 消防費、この 3 番目でございます防災情報管理事業（防災行政無線（移動系）購入等）の完成・完了期日でございますが、「平成 24 年 6 月末日予定」となっておりますが、これを「平成 24 年 11 月末日予定」に訂正をお願いいたします。

もう 1 点は、その下にございます災害用備蓄品整備事業の完成・完了期日でございますが、「平成 24 年 4 月 17 日」となっておりますのを「平成 24 年 9 月末日予定」に訂正を

お願いしたいと存じます。

以上で資料の訂正と説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第5 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（介護保険特別会計）

○議長（板橋恵一）

日程第5、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成23年度多賀城市介護保険特別会計歳出予算のうち、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金に係る経費4,181万2,000円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、資料1の7、8ページをお願いいたします。

平成23年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明いたします。

1款1項総務管理費、事業名、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金で、金額4,181万2,000円全額を翌年度へ繰り越したものでございます。

財源内訳は記載のとおりでございます。

これは本年、第1回定例会補正予算特別委員会で御説明させていただきました市川字奏社地内に建設中の地域密着型施設グループホームが、東日本大震災の影響により開設並びに予算の執行が平成24年度に遅延することになったため、繰り越しをしたものでございます。なお、対象施設は本年9月完成、10月開設を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 6 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（板橋恵一）

日程第 6、報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計歳出予算のうち、高橋雨水幹線整備事業ほか 6 件に係る経費 7 億 719 万 6,000 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案書の 10 ページをお願いいたします。

今回、平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計において繰越明許費の設定をした事業のうち平成 24 年度に繰り越しをした事業は、ここに記載しておりますように全部で 7 事業でございます。各事業の詳細な工事箇所につきましては資料 2 の 3 ページをごらんいただきたいと思っております。

ここに 7 事業のうちの各工事、業務委託等の詳細な一覧表を掲載してございます。これを御参照いただきたいと思います。

これらの繰り越し事業の各個別の繰り越し理由につきましては、繰越明許費の設定の際に説明をさせていただいておりますので、ここでは省略させていただきたいと存じますが、共通する点は、すべて災害査定による工事発注時期のおくれによる遅延ということになっております。

なお、これらの繰り越し事業の完成・完了の予定時期につきましては、同じく資料 2 の 3

ページの一覧表を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 7 報告第 6 号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（板橋恵一）

日程第 7、報告第 6 号 繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 6 号 繰越計算書についてであります。これは平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算のうち、建設改良費並びに収益的支出の営業費用について繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、議案関係資料 1 の 13 ページ、14 ページをお願いいたします。

報告第 6 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算繰越計算書により御説明申し上げます。

これは地方公営企業法の規定に基づきまして建設改良費及び収益的支出のうち平成 23 年度内に支払い義務が生じなかった経費につきまして翌年度に繰り越すものでございます。

初めに、上の表の建設改良費の繰り越しから説明させていただきます。

繰越計算書に記載のとおり、14 ページの表の左端の欄、翌年度繰越額、3 事業合計で 9,320 万 6,700 円でございます。

13 ページの表の一番上、森郷配水池配水バイパス管布設替工事と、その下の森郷配水池配

水管改良工事の2事業につきましては、昨年3月に発生しました東日本大震災に起因する災害復旧事業でございます。説明欄に記載のとおり、当該2事業で主な材料として使用する不断水用仕切弁については、大口径のため工場製作となりますが、東日本大震災の影響から製作に時間を要したため、年度内完了が困難となったことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては2事業とも24年9月末を予定してございます。

次に、下水道災害復旧事業に係る配水管移設補償工事でございますが、下水道事業会計での災害復旧事業の繰り越しに伴い年度内完了が困難となったため、4,474万5,000円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては25年3月末を予定しております。

次に、下の表の事故繰越でございますが、収益的支出の営業費用について繰り越しをするもので、建設改良費繰り越しが建設改良費に限って対象となるものに対しまして、事故繰越は収益的支出を含むすべての支出予算が対象となるもので、年度内に契約などの支出負担行為を行い、避けがたい事故などのために年度内に支払い義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越すことができる制度でございます。

表に記載の事業名、平成23年度鴻ノ池水管橋修繕につきましては翌年度繰越額325万5,000円で、説明欄記載のとおり、東日本大震災により破損した口径400ミリの伸縮管の工場製作に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため繰り越しとなったものでございます。

なお、事業の完了につきましては24年7月末を予定しております。

続きまして、建設改良費繰り越しをしました森郷配水池配水バイパス管布設替工事、森郷配水池配水管改良工事の詳細について、本日配付させていただきました報告第6号追加資料に基づきまして、上水道部次長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

上水道部次長。

○上水道部次長（兼）管理課長（櫻井知巳）

報告第6号関係資料追加資料をごらんください。

①森郷配水池配水バイパス管布設工事並びに②森郷配水池配水管改良工事について御説明申し上げます。

仙南仙塩広域水道の受水地点である利府町森郷字大久保南地内にある森郷配水池場内のフロアであります。

平常時は1号配水池、下に書いてありますけれども、1号配水池から黒い矢印の細い線により①仕切弁を通り2号配水池からの水と合わさり、②仕切弁、緊急遮断弁、配水流量計、③仕切弁を通過し市内に配水されているものであります。震災後、場内並びに配水流量計室内の点検を行ったところ、赤丸で表示されているバイパス管に設けられている口径500ミリのバタフライ弁の仕切弁の開閉ができないこと、現地での修理が不可能ということが

判明いたしました。このバタフライ仕切弁の使用目的は、ふだんは全閉、閉めた状態で流量計、緊急遮断弁の更新等の際、②③の仕切弁を全閉にしバタフライ弁をあげ、バイパス管により通水するものであります。断水をしなくて流量計室内での修繕や新規のバタフライ弁を設けることが不可能であることから、新たに流量計室外にバイパス管を設けることとし、①森郷配水池配水バイパス管布設替工事を発注したところであります。

バイパス管接続工事を行うに当たり既設管の埋設位置確認のため試掘を行ったところ、コンクリート構造物の流量計室から出たところに設置してある口径 500 ミリ伸縮可とう管、青で表示されている部分でありますけれども、流量計室のすぐわきにあるんですけれども、伸縮可とう管が震災により許容変位 200 ミリ限界まで沈下していたことが判明し、このままでは可とう管が破損することが考えられ、伸縮可とう管の下流側に代替バイパス管からの逆流防止のため②森郷配水池配水管改良工事として不断水仕切弁を設置し、伸縮可とう管の修繕を行うこととしたものであります。伸縮可とう管修繕中は赤の太い矢印の流れとなり、修繕後は黒の矢印、細い線に戻るものであります。

なお、①森郷配水池バイパス管布設工事については平成 23 年 12 月の東日本震災に係る第 1 次査定、②森郷配水池配水管改良工事並びに森郷配水池伸縮可とう管修繕工事は平成 24 年 2 月 23 日、第 2 次査定を受けたところでありますが、不断水仕切弁については受注生産品で受注してから製作日数がかかることから、平成 23 年度中に工事を発注したい旨、災害査定の際お願いし認められたものであり、平成 23 年度工事として発注したものであります。なお、同時に査定を受けた伸縮可とう管修繕については、平成 24 年度工事分として認められているものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

この工事の内容、説明があってわかるんですが、代替バイパスの 500 ミリ、これは工事が終わったら撤去するという、いわば路面配水でとりあえず工事の間はやるという工法なのか、それとも埋設をしてやる工法なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（櫻井知巳）

今おっしゃいました代替バイパス管につきましては、これは今後永久的に使うもので地中に埋設するというものでございます。

先ほど申しましたように流量計室内の配水流量計あるいは緊急遮断弁の更新・交換等の際には、この新たに設けました代替バイパス管を利用いたしまして通水するというようなものでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、代替バイパス管と言っているけれども、工事のためじゃなく、今後の事故に備えて恒久的なもので考えているという理解でよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

昨年の震災発災以来、まだ余震も続いてございます。今、多賀城の水源は約 7 割から 8 割はこの仙南仙塩の広域水道から受水している現状もございまして、今回この流量計室にございましたバラフライ弁、これが今、使用不可能になってございます。これもいずれは修繕する予定にはしてございますけれども、そういうこといろんな事情も勘案しまして今回、新たにこの流量計室のわきのほうに新たにバイパス管の工事を発注したということで、これは今後も使っていくという内容でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

わかりました。やはり説明のときに、単なる工事のための代替じゃないと。あくまでも震災の経験を得て、事故発生した場合に代替のバイパス管を恒久にしておくことによって市民の水の安定供給ができるんだというものの理解をしたいと思っておりますけれども、説明でもその辺をきちっと説明をしたほうがよろしいんじゃないのかなと思っておりますので、今後注意していただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 8 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

○議長（板橋恵一）

日程第 8、報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書についてであります。これは平成 23 年度多賀城市一般会計歳出予算のうち、市道工場街路 1 号線外 1 線道路改良工事に係る経費 1,979 万 5,000 円を地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定により繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、16 ページをお開きください。

平成 23 年度多賀城市事故繰越し繰越計算書により繰り越した事業 1 件について御説明申し上げます。

8 款 2 項道路橋りょう費、道路改良事業（市道工場街路 1 号線外 1 線道路改良工事）につきましては、平成 23 年 11 月に契約し年度内完成を目指し施工してまいりましたが、道路隣接の地権者の土地利用、具体的には土地に入るための乗り入れ口の位置の決定がおくれたことによって、それに伴う道路構造物の決定に時間を要したため事故繰越しをいたしました。平成 24 年 6 月 29 日、今月の 29 日に完了する予定でございます。

以上で事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 9 報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（板橋恵一）

日程第 9、報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書についてであります。これは平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計歳出予算のうち、高橋雨水幹線測量設計業務に係る経費 589 万 9,950

円を地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定により繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、19 ページをお開き願います。

平成 23 年度多賀城市事故繰越し繰越計算書により繰り越した事業 1 件について御説明申し上げます。

2 款 1 項建設事業費、公共下水道建設に要する経費〔単独事業分〕（高橋雨水幹線測量設計業務委託料）につきましては、JR 東日本と協定を締結しております仙石線中野栄駅・多賀城駅間の高橋雨水幹線整備に伴う詳細設計の業務委託で、工事内容の調整、あるいは用地交渉の関係から設計内容協議に時間を要したため、この測量設計業務も事故繰越しをいたしました。

なお、平成 24 年、ことしの 5 月 31 日には既にこの事業は完了してございます。

以上で事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

ここで、15 分間の休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 09 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 10 議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（板橋恵一）

日程第 10、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法等の改正に伴い、住宅用地等に係る固定資産税の負担調整措置の見直しなどを行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例）につきまして、資料 2 の議案関係資料に基づき御説明申し上げます。

資料 2 の議案関係資料 4 ページの議案第 45 号関係資料をごらん願います。

今回の条例の改正は、平成 24 年度の税制改正に係る地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成 24 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き同年 4 月 1 日から施行されたこと等に伴い、法律との整合性を図るために行うもので、改正が必要となる条例は、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の 2 つの条例でございます。

法律の改正によりまして、各条例における特例措置の適用期限の延長や引用条項のずれ等が生じることとなったため、法律との整合性を図るために平成 24 年 3 月 31 日付で専決処分により改正させていただいたものでございます。

地方税法の法等の主な改正点でございますが、今回の改正では、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、都道府県税関係では自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置、いわゆるエコカー減税について要件を変更して延長するとともに、市町村税関係では土地に係る固定資産税及び都市計画税について、住宅用地に対する据置特例を段階的に廃止するほか、各種税負担軽減措置等の整理・合理化等が行われたものでございます。

これらの法改正における市税に係る主な改正点についてでございますが、初めに、1、個人住民税関係でございますが、年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡素化が図られることとなったものでございます。これは平成 25 年度から年金所得に係る所得税の源泉徴収税額の計算において「寡婦（寡夫）控除」の適用が加えられたことに伴い、年金所得者が年金保険者に提出する扶養親族等申告書に「寡婦（寡夫）」の記載が追加されるこ

となりました。これにより、年金保険者から市町村に提出される公的年金等支払い報告書に「寡婦（寡夫）」の記載が追加されることとなり、年金のみの所得者が「寡婦（寡夫）控除」の適用を受ける際の個人住民税の申告書の提出が不要とされたもので、平成 26 年度分以後の個人住民税について適用になるものでございます。市税条例では、年金のみの所得者が「寡婦（寡夫）控除」の適用を受けるために申告書の提出を定めている部分について改正が必要となるものでございます。

なお、法律の改正に対応する条例の改正部分につきましては、点線の枠内に記載してさせていただきますので御参照願います。

次の 5 ページをごらん願います。

2、固定資産税・都市計画税関係でございます。

（1）住宅用地に係る固定資産税の負担調整措置（据置特例）の見直しについてでございますが、負担水準 80%以上の住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置を段階的に廃止することとされました。

据置特例の概要についてでございますが、住宅用地については、課税標準額が本来の課税標準額に満たない場合には、前年度課税標準額に本来の課税標準額の 5%を加算した額を課税標準額として税額を算出する負担調整措置が設けられております。さらに、前年度課税標準額が本来の課税標準額の 80%以上の水準となっている場合には、課税標準額を前年度課税標準額に据え置く特例措置が講じられております。

この制度は平成 9 年度に導入されましたが、当時は負担水準の低い土地が大半で、負担水準の高い土地と負担水準の低い土地との間に不均衡が生じておりました。そのため負担水準の高い土地については、据置特例を適用することによって課税標準額を前年の額に据え置く一方、負担水準の低い土地については、課税標準額の引き上げを行うことで不均衡の解消を図ろうとしたものでございました。

次に、住宅用地の据置特例の課題についてであります。次の 6 ページ上段の据置特例の課題の表をごらんください。

この表は住宅用地の負担水準の状況をあらわした表でございます。左側の区分の欄でございますが、上から、本来の課税標準額で課税されている土地、負担水準の高い土地、そして負担水準の低い土地の 3 つに分類をされております。

平成 9 年度における分布状況は、本来の課税標準額で課税されている土地が 3%、負担水準の高い土地が 10%、負担水準の低い土地が 86%で、負担水準の低い土地が大部分を占めておりました。そのため、負担水準が 80%以上の土地の課税標準額を据え置き、負担水準の低い土地が追いつくのを待つことで負担水準の高い土地と低い土地の間の不均衡を是正する制度が導入されたということでございます。

これにより平成 23 年度では負担水準の低い土地は 4%と少なくなりましたが、今度は据置特例が適用となる負担水準の高い土地 66%と本来の課税標準額により課税されている土地 30%との間に不均衡が生じる状況となりました。

そのため、平成 24 年度の税制改正において住宅用地に係る据置特例は廃止することとされたものでございますが、経過措置として、平成 24 年度及び平成 25 年度に限り負担水準 90%以上の住宅用地を対象に据置特例が適用されることとされたものでございます。これをあらわしたものが 6 ページ下段の住宅用地に係る据置特例の見直しの図でございます。次の 7 ページをごらん願います。

(2) の商業地等及び農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの負担調整措置についてでございますが、現行の仕組みを継続することとされ、条例では適用年度の延長に伴う改正を行うものでございます。

現行制度の仕組みを御紹介いたしますと、アの商業地等に係る負担調整措置につきましては負担水準の区分に応じたものとなっており、負担水準が 70%を越す場合には課税標準額を評価額の 70%に引き下げるということ。次に負担水準が 60%以上 70%以下の場合には、前年度の課税標準額に据え置くということ。それから負担水準が 60%未満の場合には、前年度課税標準額に評価額の 5%を加算するという措置内容になっているものでございます。

次の 8 ページをごらん願います。

イの農地に係る負担調整につきましても、負担水準の区分に応じて前年度の課税標準額にそれぞれ負担調整率を乗じて課税標準額を算出する措置となっているものでございまして、現行の取り扱いと変更はございません。

次の 9 ページをごらん願います。

(3) 図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の要件を満たす一般社団・財団法人に係る非課税措置の追加でございます。

これまでも学校法人や宗教法人が設置するこれらの施設につきましては非課税措置が講じられておりましたが、平成 20 年の公益法人制度改革によりまして一般社団・財団法人に移行した旧民法 34 条法人のうち、一定の要件を満たす法人が設置するものについて、非課税措置の対象に追加することとされたものでございます。

非課税対象法人の要件といたしましては、1 つには、非営利型の法人であること。2 つには、遊休財産額が公益目的事業を翌事業年度も引き続き行うために必要な額以内であること。そして 3 つには、年間収入額が 5,000 万円以下であること。これらすべてを満たすこととなっております。

条例では、当該一般社団・財団法人が固定資産税の非課税規定の適用を受けるための提出書類について規定するものでございます。

次に、3、地域決定型地方税特例措置についてでございますが、平成 24 年度の税制改正では、地域の自主性・自立性を高めるため、従来国が一律に定めておりました課税標準の特例等について、地域の実情に応じて法律の定める範囲内で特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」と言われておりますが、この「わがまち特例」が導入されました。そのうち、下水道除害施設に係る課税標準の特例が

本市に関連するものでございます。

これは公共下水道の機能保持と公共水域の水質保全の観点から、排水を中和するペーハー調整槽や油脂などを分離する装置などの除害施設の課税標準額を軽減する特例で、これまでは法律により課税標準額を4分の3とする軽減措置が講じられてきたものでございます。今回の法改正では、課税標準の軽減率について、これまで法律で定められていた4分の3を参酌し、3分の2以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とすることとされたものでございます。

本市では、従来から法律で定められ、かつ参酌することとされている4分の3の軽減率とするものでございます。

なお、地方交付税の基準財政収入額の算定においては、法律で参酌すべき割合、この場合は4分の3を用いることとなっているものでございます。

次の10ページをごらん願います。

2、その他でございますが、今回の条例改正は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により、租税特別措置法が読みかえて適用されることに伴う地方税法改正に合わせた被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る読みかえの規定や東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用がある場合の個人住民税に係る読みかえの規定、また、地方税法等の改正に伴い地方税法施行規則等が改正されたことによる引用条項等のずれや適用年度の更新などの所要の改正もあわせて行っているものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案資料1の29ページをお開き願います。

下から5行目の附則でございますが、第1条は施行期日で、平成24年4月1日から施行する旨、規定いたしております。ただし、年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡素化に係る規定につきましては、平成26年1月1日から施行することといたしております。

次の30ページをお願いいたします。

第2条は、市民税に係る経過措置でございます。

第1項は、改正後の多賀城市税条例、以下、新市税条例と申しますが、新市税条例第23条の2第1項の規定、これは市民税に係る年金所得者の寡婦（寡夫）控除の申告に係る規定でございますが、平成26年度以後の年度分の個人の住民税について適用し、平成25年度分までの市民税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

第2項は、新市税条例附則第29条の規定、これは東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の規定でございますが、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度までの市民税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

第3条は、固定資産税に係る経過措置でございます。

第1項は、新市税条例の規定中、固定資産税に関する部分については平成24年度以後の

年度分の固定資産税について適用し、平成 23 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものといたしております。

第 2 項及び第 3 項は、新市税条例附則第 8 条の 2 の規定、これは固定資産税、償却資産であります。固定資産税の課税標準の特例に係る規定でございますが、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得された施設に対して課すべき平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨の規定でございます。

次の 31 ページをお願いいたします。

第 4 項は、改正前の多賀城市税条例、以下旧市税条例と申しますが、旧市税条例第 10 条第 2 項及び第 4 項の規定、これは住宅用地に係る負担調整措置及び据置特例に係る規定でございますが、表に掲げるとおり、字句の読みかえを行った上で、平成 24 年度分及び平成 25 年度分の固定資産税については、なお効力を有する旨、規定するものでございます。

具体的には、固定資産税の住宅用地に係る据置特例につきましては、市税条例附則第 10 条の改正により廃止することとしておりますが、平成 24 年度及び平成 25 年度は負担水準 90%以上、現行 80%以上であります。この負担水準 90%以上の住宅用地について据置特例が適用されるものでございます。

第 5 項は、第 4 項で規定する平成 24 年度及び平成 25 年度における住宅用地に係る据置特例の経過措置を適用する場合の新市税条例における字句の読みかえを規定するものでございます。

33 ページをお願いいたします。

第 4 条は、都市計画税に係る経過措置でございます。

第 1 項は、改正後の多賀城市都市計画税条例、以下新都市計画税条例と申しますが、新都市計画税条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 23 年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとしております。

第 2 項は、改正前の多賀城市都市計画税条例、以下旧都市計画税条例と申しますが、旧都市計画税条例附則第 3 項及び第 5 項の規定、これは住宅用地に係る負担調整措置及び据置特例に係る規定でございますが、固定資産税と同様に住宅用地に係る据置特例につきましては、都市計画税条例附則第 3 項の改正及び附則第 5 項の削除により廃止することとしておりますが、平成 24 年度及び平成 25 年は、負担水準 90%の住宅用地について据置特例が適用されるものでございます。

次に、34 ページをお願いいたします。

第 3 項は、第 2 項で規定する平成 24 年度及び平成 25 年度における住宅用地に係る据置特例の経過措置を適用する場合の新都市計画税条例における字句の読みかえを規定するものでございます。

なお、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

市民経済部長の説明では3月31日付で専決処分という御説明がありました。では、ちょっと確認をしたいんですけども、当局はこの法改正を正式に知ったという日付はいつなのかというちょっと疑問があるんですよ。疑問といいましょうかね。というのは、元来は4月1日付の官報をもって初めて法改正を知るとというのが本来的なセオリーだと思うんですけども、それでよろしいのかどうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいま昌浦議員のほうから、いつその法改正を知ったのかというふうな御質問であります。詳細について税務課のほうでいつ知ったのかについては後ほど税務課長のほうから説明をさせますが、今回は、冒頭でただいま申し上げましたとおり、3月31日に公布をして、そしてまた4月1日にこの地方税法改正は施行されております。法律と条例とのそごと申しますか、整合性を確保するために3月31日で専決処分をさせていただいたということでございます。

なお、いつ知ったのかということについては税務課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

それでは、いつ知ったのかということでございますが、ちょっと手元にいつというのは今資料ないんですけども、この法律、地方税法等の改正が国会に上程されるときから、国あるいは県を通じまして、こういう法律の改正案が出されていますという情報は随時、今、インターネット等を通じまして流されております。加えまして、総務省のホームページにも今国会に提案している法律案といったような内容についても掲載されておまして、それらを通じながら私たち、各市町村もどこも一緒だと思うんですが、この法律改正に対応した条例改正に向けて事務作業を順次進めていると。その中で国会の審議がどの辺まで進んでいますといったような情報もあわせて逐次、県を通じまして情報が来ておりますので、たしか3月の20何日だったかと思うんですが、この日程で国会を通る予定だよといったような情報を得て、それで作業を進めさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

本来的には官報に載るとというのが国の正式な法律が決まったという知らせになるわけです。

よ。だから、それは4月1日付ですよ、3月31日に国会で成立というか公布されたとなればですよ。ということは3月31日の仮に国会が5時に公布したとしますね、この法律を。そうしましたら、その3月31日の5時30分に臨時議会も開催は可能だったというふうに理解していいんでしょうかね。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

曜日の関係もあろうかと思えますけれども、それらがあらかじめ可決されるという見込みが立っておればそれは可能かもしれませんけれども、少なくとも国会に上程中のものがその辺まで予測可能だったのかといいますと、必ずしもそうではなかった。ただ、特に日切れ法案の関係については、例年国会の状況もございましてこのような状況が長く続いております。したがって、ことしに限らず、その他の年度の関係につきましても、特に税制改正絡みの関係につきましても、このような取り扱いがされているというふうな形でこれまでも皆さんの御了解をいただいているものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

私がなぜこのような質問をしたかと言いますと、地方自治法第179条に、当然総務部長御案内のとおり、いわゆる専決処分というの書かれておまして、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議事を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、こういう条文あるんですよ、条文といいますか法文が。ですから、それで専決処分をしたんだということなんでしょうけれども、次にもありますね、議案第46号にも専決処分が。いわば説明のときに3月31日に法が公布されて4月1日から施行期日にあるように平成24年4月1日からという法の趣旨からしても、いわゆる議事を開いて議決を求める時間的余裕がなかったという説明があったかと。なかったですね。そのことを言いたいんですよ、私は。いいですか。本来であれば、これは完全に議会の議決要件ですよ。しかしながら、法の公布が3月31日だったと。次の4月1日からはもうこの法文に沿って粛々と法に従って仕事をしていかなきゃならない。ゆえに次の議会で専決処分の承認を求めると出てきているのは百もわかってますけれどもね、説明の中にそういうのが以前はあったんですよ、私が議員になりかけのころは。今の総務部長のは当然わかっているだろうという話みたいなお話ですけども、ちょっと違うんじゃないでしょうかね。前置き一つ足りないんじゃないかというのが私の今の質問の最初の動機なんですよ。篤とわかっている話です、私は。しかしながら、その御説明たるものがなかった。ゆえに聞いたんですよ。ですから、やはりこの辺は当然わかっているだろうではなくて、専決処分を求める法の根拠、地方自治法179条、それからその法文も一応前にお話をして

から説明に入るべきではなかったのかというので、私は議長にお許しをいただいて今質疑をさせていただいているということでございますので、今後、こういうときにはそのあたりも前に触れていただいて御説明に入られるべきではないのかと私は思っております。私だけの考えではないと思っておりますので、その辺は御注意をいただきたいなど。

それで、最後です。この法律に関しまして、仮に4月の例えばその近場に、これ通年議会というのあって、通年議会やっている議会もあるんですけども、一応市長が議会を招集すると今自治法上なっておりますけれども、通年議会との絡みもありますので、ちょっとお聞かせいただきたいのは、いわばこれを4月のしかるべき、このようないろんな資料ができた段階で仮に臨時議会を開催して4月1日にその条文を遡及的に、4月1日に遡及して効力を発せられるものなのかどうか。それぞれできる法律の内容とできない法律の内容が当然あると思うので、この法の関係で逆にその分は例えば遡及効果があり得るのかどうかだけ、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

今回の地方税法の改正につきましては、基本的に24年度課税について、特に今回多かったのは固定資産税、都市計画税関係でございますが、24年度課税に係るものでございます。それから各種税負担軽減措置の特例措置、これが23年度末、24年3月31日で切れる。適用が切れる。特例期限の期限が到達する。そういうものがかなりございます。そういう意味で4月1日施行ということになっております。そういう内容からしますと、今回、専決処分させていただいたということでございます。

遡及適用につきましては、基本的にそれは難しいだろうと思っております。

○議長（板橋恵一）

ほかにもございませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今の昌浦議員の質問は、まさしくそのとおりだと思うんです。

私も、専決処分はなぜしなければいけなかったか。その原因をはっきりとこの専決処分の報告では最初に申し述べるべきだと。理由が明らかになっていない。法律が変わったから専決処分したんだ。今までの慣例だからそうだというものではない。そうであれば、4月の中旬なり5月の初めに臨時議会を招集することという方法だってあるわけです。ですからそれは多分議運かどこかでその話はしているんでしょうけれども、少なくとも正式な議会の提案時期には、そのことを私は提案理由の説明として前置きをすることが大事ではないかと思えます。これは昌浦議員がおっしゃることはそのとおりではないかと私も思います。何の説明もなしに法律が変わったんだから専決処分やらざるを得ないんだという、それでは私は問題だと。これこれこういうふうに国から県から指示があってやったけれども、いろいろ事務的な手続でそれに間に合わなかったので専決処分て4月1日からの適用にしたんだと

いうやっぱりきちっとした説明は私はすべきだと思います。もし何かあればコメントいただきたいと思います。

それから、今回の説明聞いていると、だっと部長一生懸命話しています。要は21年度から23年度に実施した軽減措置分を廃止して短縮をしていこうと。要はそこにあるんでしょう。24年と25年に0.8から0.9にして、26年度以降はゼロにするんだよという法律の趣旨だろうと解釈しているんですけども、これがポイントじゃないですか、違いますか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

そのとおりです。（「コメントないの」の声あり）

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

専決処分についてはどのようなコメントがありますか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

専決処分につきましては、先ほど総務部長もお答えいただきましたが、最近の国の法案通るのが3月年度末ぎりぎりということもございまして、説明足らなかった点につきましては、今後、税条例改正、例年年度末に法案が通るといような状況もございまして、総務部長のほうとも詰めまして、あるいは議会の局長とも協議しながら対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

だから私が言っているのは、専決処分した、しなければいけなかった理由を冒頭きちんと提案理由の中で説明をしておいたほうがよろしいのではないかと私はそう思いますので、その辺を含めて研究をしてみてください。今、市税条例、これ国からの関係がありますので、これ以上どうのこうのって、これからの専決処分、特にその辺は気をつけていただきたい。今、議会で通年議会が騒がれているのは専決処分をできるだけやらないようにしようという趣旨が根底にあると私は見ているんです。そういう意味ではきちっと、なぜやらなかったらいけないかという、2カ月も過ぎていくわけです。2カ月も過ぎていく。だから、こういう事情でやらなきゃいけないんだということをきちっと説明をするように求めておきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

中身について若干伺います。

資料の 2 の 6 ページなのですが、上段に平成 9 年度と平成 23 年度の推移が書かれています。この劇的な変化というのはなぜ生じたのかということ、かいつまんでまず御説明をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

まず負担水準の変化でございます。こちらの資料にも書いてございましたが、負担水準とは前年度課税標準額の当該年度、今年度の評価額に対する割合、これが負担水準になります。平成 9 年当時は負担水準が低い土地が、この表のとおり多かったということでございますが、先ほど部長からも説明がありましたとおり、据置特例という一つの特例措置を講じまして負担水準の高い土地が足踏みをしていたと。その結果、この不均衡が解消されつつあったと、されてきたと。これが一つの理由でございます。

それから、もう一つの外的要因といたしまして、土地の価格の下落傾向、これが大きな要因として一つ上がっております。先ほど申しましたように負担水準の計算方法ですが、分母が土地の価格、評価額、これが分母になっております。土地の価格が下がりますと分母が小さくなる。したがって、負担水準が上がるというそういう作用がございまして、ここ数年の土地の下落傾向、これもこの不均衡の解消の一因だったということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

途中からの現象を説明するとそういうふうになるんだよね。だけれども、そもそもは何だったのかということなんです。その固定資産税評価の制度が変えられたのはちょうど 20 年前で 1992 年でした。そのころは売買価格の約 7 割に相続税評価が設定されていて、固定資産評価が 2 割から 3 割程度に設定されていたんですね。ところが、土地の評価に幾つもあるのはおかしいという話になって、固定資産評価を相続税評価に一致させることにしたんです。つまり、この 20 年かけて何がやられたかということ、売買価格の 2 割程度に抑えられていた固定資産評価額が売買価格の 7 割の相続税評価に上げられたということなんです。つまり 3 倍の固定資産税の大増税がやられたんです。それがそもそもの出発点だったんです。そして今、何がやられようとしているかということ、毎年毎年 5% 上げてきたものだから、ずっと土地の値段が下がってもずっと固定資産税上がってきたと。それにしても土地の値段が下がってきたので課税標準額と売買価格がもう一致するところが出てきたというのが現在の状況ですね。その最後の段階で据置措置という、それもやめちゃうよというのが今度のいわゆる専決処分だったんじゃないかというふうに思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

今の御質問にもありましたとおり、本来、課税標準額というのは土地の売買価格の7割を評価額とすると。本来の課税標準額はその評価額が本来の課税標準、それに税率を掛けるとというのが本来の税の計算になります。ただし、今お話にありましたとおり、急激に課税標準額が、あるいはその評価額が上がるとということに対して負担調整ということで激変緩和ということで最大5%ずつ引き上げましょうと。ただし、その土地はたくさんあってそれぞれ違うものですから、中には既に本来の課税標準額で課税されている土地もある。それから負担水準の高い土地もある。また低い土地もある。この辺の不均衡をどう解消していくか。本来の課税標準に近づけていくためには、その激変緩和を含めながら不均衡をどう解消していくかということでとられた措置が当時の据置特例の採用だったと思います。これが現在、23年度では負担水準の低い土地と高い土地、ここの不均衡が解消されつつある、されてきたということで今回、税制のほうで見直しがかかったというふうに総務省のほうの説明がございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

本来の課税標準額と皆さん方言っていますが、それに到達するまでは5%ずつの引き上げになると。これは仕組みは変わらないということですね。今回変わるのは、いわゆる本来の課税標準額の80%に達していた分については、今までは据置にしていたけれども、2年間に限っては90%以上を据え置いて、この制度がなくなると。だから、80%に達していた人も5%ずつ上がっていくんだというふうに理解していいんですね、宅地については。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

そこで、7ページの資料なんですけれども、これは商業地ですね。商業地については70%を超えている分については評価額を70%に抑えるということなので、これは当然据え置きになります。それから60%以上70%以下の場合には明確に据え置きと書いてます。商業地の場合には本来の課税標準額の60%になると、事実上商業地については据置措置が引き続きとられると、少なくとも26年度までは。だけれども、何で宅地のほうだけなくなってしまふのかというその整合性がよくわからない。

それから、もう一つ、次の 8 ページに農地が出てくるんです、今度。農地について見ると、どうもこれはそもそも据え置きという概念がないみたいだね。例えば本来の課税標準額から見て 90%以上に達しても 1.025 ずつ上がる仕組みになっています、これは。農地については実際上据置措置というのがないようなんだよね。この整合性はどういうふうに考えたらいいのかと。宅地には今まであったけれども廃止をする。商業用地については引き続き継続する。農地についてはそもそもそういうものがなかったという感じですよ。これはどういうふうに理解したらいいのかと。整合性についてどのように理解したらいいのかということなんですが。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

まず、商業地についてでございますが、平成 24 年度の税制改正のいろいろな議論の中で、商業地についても据置措置について見直す必要があるのではないかという議論があったということで総務省からの資料が来ております。ただし、まだ商業地等につきましてはこの 60%未満のまだ引き上げ対象となっている土地の割合がまだ 1 割程度残っているということで、これについてはこの据置措置の負担調整措置の進捗をもう少し見ましょうと。次の例えば 3 年後の評価がえ、こういったタイミングに合わせて検討しましょうという議論があったというふうに説明がされております。

それから、農地につきましては、ちょっと全国のデータ、今持っていないんですけども、ほぼ多賀城市につきましても 6 割以上が負担水準が 70%未満の土地になっております。これは多分全国的にももっと顕著な例になっていると思われまして、そういった意味もありまして、農地についてはこの負担水準の程度に合わせて上昇幅を最大 10%、それから 2.5%ということで本来の課税標準額まで上昇するといったような負担調整措置がとられているということだろうと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。（「討論」の声あり）

これより討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

議案第 45 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

住宅用地の固定資産税、都市計画税の評価額については、そもそも 1992 年の通達で評価

額を取引価格に近づけるとして公示価格の2から3割程度から7割水準まで引き上げるために評価額が一気に上がることになり、激変緩和措置が設けられました。その結果、地価が下がり続けても税負担がふえるという矛盾が生じております。

住宅用地の固定資産税、都市計画税の据置特例が2014年度に廃止されます。経過措置として2012年、2013年度は評価額が90%を超えるものに対して据え置かれますが、これにより地価下落の小さいところでは増税となります。市街化区域の農地についても、住宅用地と同じく据置特例が2014年度廃止をされます。居住や零細事業者などの生業のための土地が、金融機関などが保有する土地と同じように取引価格で評価をされ課税されることで居住権が脅かされる危険が生まれてまいります。

固定資産税は市町村の税収にとって大きな部分を占めております。減収の補てんは収益還元方式、つまり銀行やオフィスビルは高く、一般商店は低く、庶民の住宅用地はさらに低くなるように使用目的に応じて差を設けるべきと私どもは考えていることを申し述べて議案45号への反対の討論といたします。

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

賛成の立場で討論したいと思いますが、最初に指摘をしておきたいと思います。

質疑の中でも申し上げましたが、専決処分に至った経過について今後はきちっとその経過を説明してから議案の説明に移るべきであるということをも申し添えておきたい。

今回のこの条例改正は多賀城市単独でどうのこうのというものではないと。少なくとも国の法律の改正によって、残念ながら今の地方自治におけるところの国の関与からいって単独で税制を決めるわけにはいかないというのが現在の仕組みになっているということを理解をしなければいけない。いろいろありますけれども、その仕組みを理解した上で、多賀城市がどうしても国の法律に基づきながら税制改正をしなければいけないということに相なったことについてはやむを得ないというふうに私は思い、この議案については賛意を表したいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 11 議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（板橋恵一）

日程第 11、議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法等の改正に伴い、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を定めるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるところであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 46 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず初めに、専決処分に至った経過について御説明いたします。

午前中に議案第 45 号で御審議いただきました改正関係法案が一部重複いたしますので、議案関係資料 2 の 10 ページ、その他の項目をごらん願ひます。

ここに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長という項目が記載されておりますが、この譲渡期限を延長するため、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、多賀城市国民健康保険税条例につきましても、議案第 45 号と同様に平成 24 年 4 月 1 日付で所要の改正が必要になったことから平成 24 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでござ

ざいます。

ここで資料 2 の 28 ページをお願いいたします。

議案第 46 号関係資料の多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

附則中、第 15 項を第 16 項とし、第 14 項の次に、第 15 項として東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の 1 項を加えるものでございます。

この改正の内容につきましては、譲渡所得に係る特例のうち東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律第 11 条の 6 により、本来通常 3 年であるところを 7 年に延長されたことから、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る権利を譲渡した場合の分離譲渡所得に係る規定の読みかえをするものでございます。

それでは、資料 1 の 38 ページをお願いいたします。

附則をごらんください。

この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 12 議案第 47 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 12、議案第 47 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といた

します。

この際、菅野昌治監査委員に退席を求めます。

(監査委員 菅野昌治退席)

○議長(板橋恵一)

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 47 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。これは平成 24 年 6 月 30 日をもって任期満了となる菅野昌治委員を再任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 29 ページ以降に現在の委員名簿並びに菅野昌治委員の経歴書を掲載しておりますので参照願います。

○議長(板橋恵一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

菅野昌治監査委員に入場願います。

(監査委員 菅野昌治入場)

日程第 13 議案第 48 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関

する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
○議長（板橋恵一）

日程第 13、議案第 48 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 48 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。これは外国人登録制度が廃止されるとともに、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象とする制度改正が行われることから、関係条例について所要の改正を行うものであります。なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

御説明させていただきます。

初めに、外国人登録法に係る制度改正について説明をさせていただきます。

平成 21 年 7 月 15 日に住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布されましたが、これらの法律の施行日は平成 24 年 7 月 9 日とされているところでございます。これらの法律が施行されますと、外国人登録制度は廃止され、外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなります。

この制度改正に伴い改正を要する本市の関係条例について、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

資料 2 の 31 ページをお開き願います。

まず、第 1 条の規定による改正ですが、これは多賀城市敬老金等支給条例の一部を改正するものでございます。敬老祝金等の対象者に外国人登録原票に登録されている外国人住民を含める旨を規定しておりましたが、今般の法改正によりまして外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなることから、関係規定を整備をするものでございます。

次に、32 ページの第 2 条の規定による改正でございます。

これは多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでござい

ます。これもただいま説明しました敬老金等支給条例と同様に、助成対象者に外国人登録原票に登録されている外国人住民を含める旨を規定していたことから、当該規定を削除するものでございます。

次に、33ページの第3条の規定による改正でございます。

これは多賀城市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

第2条の改正は、外国人登録法に係る規定について当該規定を削除するとともに、文言の整理を行うものでございます。

第3条の改正は、外国人登録原票の規定を削除するとともに、新たな住民基本台帳制度において外国人住民に係る住民票に通称を記載できることとされたことから、通称についての規定を追加するものでございます。

第6条の改正は、外国人登録証明書の規定を削除するとともに、文言の整理を行ったものでございます。

次のページに移りまして、第7条、第12条、第14条の各規定も、先ほどの説明と同様に通称についての規定の追加や外国人登録原票の規定の削除を行うものでございます。

次に、35ページの第4条の規定による改正でございます。

これは多賀城市手数料条例の一部を改正するものでございます。これは手数料を徴収する事務のうち、外国人登録に関する証明事務が廃止となることから、関係規定を削除するものでございます。

次に、36ページの第5条の規定による改正及び37ページの第6条の規定による改正でございますが、それぞれ多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例及び多賀城市心身障害者医療費の助成に関する条例のそれぞれ一部を改正するものでございまして、32ページが多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の改正内容と同一の改正を行うものでございます。

最後に、資料1の43ページをごらんいただきたいと存じます。

附則でございます。さきに説明しました法律の施行日に合わせ、この条例は平成24年7月9日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 49 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 14、議案第 49 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 49 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてであります。これは高度の専門性を備えた民間等の人材の活用並びに公務の能率的運営の確保等のため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用並びに当該職員の給与の特例について必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、議案第 49 号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例について説明をさせていただきます。

資料 2 の 38 ページをお願いいたします。

説明につきましては資料の 2 を中心にさせていただきますけれども、一部条例本文に触れる部分がございますので、大変恐れ入りますが、資料 1 の 45 ページ以降もあわせてごらんいただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは説明をさせていただきます。まず初めに、1 の任期付採用制度の趣旨についてでございます。

本制度は、高度の専門性を備えた民間等の人材の活用及び公務の能率的運営の確保等のた

め、専門的知識経験を有する者等を任期を定めて採用するもので、平成 14 年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、いわゆる任期付職員法の制定により法制化された制度でございます。

2 の任期付職員の区分ごとの採用要件等について説明をさせていただきます。本条例の第 2 条から第 4 条に係る部分でございます。

任期付職員には大きく分けて 3 つの区分がございます。

まず 1 つ目の(1) 特定任期付職員でございますが、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事させるため、選考により 5 年以内の任期で採用するものでございます。この区分での他自治体での具体的な採用例としましては、情報システム担当部長として情報システム構築・IT プロジェクト管理の経験者の採用であったり、商工観光部長としてシンクタンクにおける企業経営・地域開発の調査研究の実績の方等を採用した例がございます。

次の(2) 一般任期付職員につきましては第 2 条第 2 項で規定してございます。一般任期付職員という言い方は条例の本文上は出てまいりませんが、ただいま説明いたしました特定任期付職員、それからこの後(3) で説明いたします特定業務等従事任期付職員と区別する上でこのように表現することが一般的でありますことから、資料ではこの名称を使わせていただいております。一般任期付職員につきましては、専門的な知識経験を有する者を選考によりまして 5 年以内の任期で採用するものでございます。具体的採用例としましては、国体推進業務担当としてスポーツ大会の企画運営やボランティア育成支援経験者の採用であったり、資金調達あるいは基金運営の管理担当として金融関係の実務経験者の採用であったりといったような事例がございます。

(3) 第 3 条に規定しております特定業務等従事任期付職員につきましては、一定の期間内に終了が見込まれる業務または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に 3 年以内の任期で採用するものでございます。なお、第 4 条の規定によりまして、業務の終了が当初の見込みを超えてさらに一定期間延長された場合など特に必要な場合は 5 年まで延長できるというふうになってございます。東日本大震災対応に係る任期職員の任用を行う場合は、この特定業務等従事任期付職員として任用することとなります。

また、任期を更新する場合には、任命権者はあらかじめ当該職員の同意を得なければならない旨、条例の第 5 条に規定してございます。

なお、任期に関連しましての補足をさせていただきますと、本条例で規定する任期付職員につきましては定年制度の適用はございません。地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項の規定で、定年の規定については、臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しないというふうに規定されておりまして、60 歳定年の適用も採用に当たっての年齢制限もございません。

次に、39 ページをごらんいただきたいと思います。

3 の任期付職員区分ごとの給与、これにつきましては条例本文は 6 条、7 条の関係でござ

います。

まず（１）の特定任期付職員につきましては、給料、手当とも国家公務員の特定任期付職員に準じて行うというふうになっております。給料月額は１号 37万 5,000円から 7号俸の 84万 4,000円までの 7段階というふうになります。

この特定任期付職員につきましては、その職務の特殊性から通常の行政職給料表とは別の給料表が適用されております。また、手当につきましては管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当が支給されないというふうになっております。条例では第 8 条第 1 項で規定をしております。

なお、期末手当につきましては、その他の一般の職員よりも年間で 0.35 月分支給率が高くなっておりまして、同条第 2 項で規定しております。

また、特定任期付職員が特に顕著な業績を上げたと認められる場合は、特定任期付職員業績手当を支給することができる旨、条例第 6 条第 4 項で規定をしております。

次の（２）の一般任期付職員につきましては、給料、手当、いずれも常勤の職員に準拠して支給するというふうにしております。

（３）の特定業務等従事任期付職員につきましては、給料は行政職給料表の再任用職員欄に掲げる額を適用します。手当につきましては常勤の職員に準拠して支給するというふうにしております。

次に、４の施行期日につきましては、公布の日から施行というふうにしております。

最後の 5 に、規則に委任する主な事項について記させていただいております。

条例第 2 条第 1 項に規定をしております、いわゆる特定任期付職員の給料の号俸の決定基準及び業績手当の支給基準に関することにつきましては、規則で定めるというふうにしてございます。

なお、説明の中で一部触れましたが、本市における復旧・復興事業に係る人的確保につきましては、正規職員の採用のほか、地方自治法に基づく他の自治体からの職員の派遣受け入れを主体とし、その他本市職員 OB の非常勤、あるいは臨時職員としての活用等により対応してまいりました。全国自治体からの職員派遣が当初予定していた人数にほぼ近づいているというふうなことをごさいます、現時点では本条例に基づく具体的な採用の予定というふうなものは現在のところ考えてございません。しかし、今後どのような状況が変化していくかわかりませんので、職員確保のための多様な手法、選択肢を広げるといった観点からも本条例を制定させていただくものでございます。

したがって、今回採用に係る人件費の予算の補正はしてございません。今後、任期付職員の採用を実施することとなった場合、震災復旧・復興業務のための任期付職員の人件費につきましては、地方自治法派遣の職員と同様、全額特別交付税措置される旨、確認しておりますので、つけ加えさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

具体的な形として提案されてまいりました。ずっと訴え続けてきた者としては少し前に進んできたかなというふうに思うんですが、今、部長は具体的採用の予定はないけれども、そのときが来たときに使うためにというようなことのお話でしたけれども、私たちがちょっといろいろお話を聞きながら仄聞するところによりますと、他自治体からの応援はほぼ予定どおり来ているけれども、それを受ける側の本市の職員の皆さん方のお疲れ度合いは大変なものだというようなお話も伺っております。休んでいる方も多いうようなことで仄聞していますけれども、そういう意味ではやっぱり今予定はないというふうなことは言わないで、具体的に職員の増員を図って、そして復興・復旧に向けた作業を急いでいくというふうなことに取りかかるべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ただいま御説明したとおりでございます。例えばきょう、河北新報にも記事が掲載されましたように、多賀城市と仙台市が自治法派遣の応援を受けている割合では相当高いレベルに達してございます。仙台市は分母が90人ということでした。ですから、職員数の割合に対して応援を求めた割合は非常に少ない人数だったと思います。それに比して多賀城市に関しましては400数十人の職員数に対して80%を超える今応援をいただいておりますので、多少部署部署によって、特に復興事業・復旧事業を実施していく部署が人員不足を来しているということでございますので、その部分に対する、いわゆる技術職員の手当てにつきましても大分充足されているのかなと思っております。

今後、復興事業が具体的に動き出したときに、いわゆる技術職員だけじゃなくて、いわゆる事務職員についても、もしかしたら、いろんな交渉・折衝を行っていくための職員であったりとか、そういったような形の職員についても必要となってくるだろうと思っておりますので、そういったことを勘案しながら今年度の状況も踏まえて、あるいは派遣いただいている地方自治体のほうの意向も確認しながら、この辺についてはしっかりとした対応を図っていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

最長1年ぐらいのスパンでしか来ないということでは1年後には皆さんいなくなるわけで、全員いなくなるわけで、それ以上の派遣は大変だろうということは皆さん方も多分よくわかっているというふうに思うんです。今いる職員の皆さんが本当に疲弊して疲れ果てて動けなくなるようなことのないような心配り目配りをきちんとしていかないと、復興がおく

れてしまうということは市民がすなわち迷惑するということですから、ぜひそういう意味ではちゃんと棚の上に乗せてお飾りにしないで、優秀な人に入っただきながら速やかな復興を頑張れるようによろしくお願いをしたいと思うんですが、改めて。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

励ましの言葉と受け取らせていただきたいと思いますので、しっかりその辺につきましては頑張ってまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

あとごさいませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 50 号 平成 24 年度東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 15、議案第 50 号 平成 24 年度東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 50 号 平成 24 年度東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減

免に関する条例についてであります。これは災害被害者の平成 24 年度の国民健康保険税を平成 23 年度に引き続き減免するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、平成 24 年度東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例について御説明をいたしますので、議案 1 の 51 ページ以降をごらん願いたいと思います。

まず、災害被害者に対する国民健康保険税の減免につきましては、ただいま市長が申しあげましたとおり、平成 23 年度に限定して実施していたところでございますが、国の財政支援が 9 月末まで延長されたことに伴い、新たに平成 24 年度における東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、平成 24 年度の国の財政基準をもとに、東京電力福島原子力発電所事故により避難等をしている者にあつては平成 24 年度に課する当該年度分の国民健康保険税を、その他の特定被災地域に居住していた者にあつては平成 24 年度に課する平成 24 年 4 月分から同年 9 月分の国民健康保険税を減免するもので、減免の対象となる者及びその減免の割合等につきましては、平成 23 年度の基準と内容に変更がございませんので、本文の説明は省略させていただきたいと思ひます。

次に、54 ページをお願いいたします。

附則でございますが、「この条例は公布の日から施行し、平成 24 年度に課する当該年度分の国民健康保険税について適用する」としたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

1 つは、先ほど部長からお話ありましたように、原発のもの以外については 9 月分までの減免だということですね。それで、10 月以降については見通し、何か情報が入っているかどうかということをお答えください。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

現段階では特に情報は入っておりません。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

それから、資料 1 の 51 ページなんですけど、第 2 条の表のところなんですけれども、死亡したときとか、行方不明になったときとか、生活保護法の扶助を受けたときは、これは 4 月から 9 月とか関係なく減免されるんでないかという気がするんですけども、それはどういふふうに考えればいいのかということなんですけども。

○議長（板橋恵一）

国保年金課長。

○国保年金課長（高橋信子）

今回の条例の制定なんですけれども、これは 24 年度の国の財政基準、これをもとに 9 月分までということにさせていただきます。単純に言いますと、9 月分までになりますので年税額の半分が減免になるというようなイメージでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

実際上は死亡した人から 10 月分以降取れないでしょう。それから生活保護も 10 月分以降について生活保護を受給した人から取れないでしょう。だから何か違和感があるんだな、この表現に。何かスマートじゃないんだな。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

申しわけございません。

これに関しましては、いわゆるその減免した分については国がその財源を補てんするというようになっております。したがって、ここに記載をした死亡したとき、または生活保護を受給した方については半年分を国が補てんしますよというふうなことを言っていますので、ここに規定をしなければならぬというふうなことで規定をさせていただいておるものでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

よくわかりました。

それから、52 ページなんですけれども、これ去年もちょっと私指摘したんですけど、いわゆるマンションの 2 階とか 3 階とか 10 階とか、そういう方々、長期避難区域に指定されまして、被災者援護資金だっけか、いわゆる全壊とみなされて 100 万円出ましたね。それはそれでいいとして、実際上被害がないのに長期避難区域だからといって国民健康保険税をみんなまけてやるというのが果たしていかなものかと。納税秩序の維持、あるいは納税意欲を減退させることになりかねないのではないかと。だから、これは国からお金が来ればい

いからという単純なものじゃないんでないかというふうに私は思っていて、去年も指摘をしましたが、今回もどうもやっぱり変だなという感じがするんですね。その点について認識をお聞きしたいんですけれども。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

昨年も多分前部長がお答えしたと思いますが、今回の東日本大震災の被害は、私たちの想像をはるかに超えた大災害でございました。現段階においても仮設住宅やみなし仮設において相当の方々が避難されているという実態がございます。確かに議員おっしゃいますように、マンションその他で上階のほうで直接津波被害に遭われてない方もということにはなろうかと思えますけれども、今後、復興・復旧に向けては相当なパワー、いわゆる個人の収入というふうなものも途絶えている方もいらっしゃると思いますので、そういう意味からも一日も早く多くの方に立ち直っていただきたいということが趣旨でございましたので、今回、長期避難区域ということに関しましても適用になっているということでございますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

この条例は国のほうから復興交付金なりの手当てがあるからということですが、多賀城の政策として、今あなたの言うようなことであれば少なくとも 24 年度分、もしくは 25 年の前半までは市の単独でもこれらを補っていくんだと。そのことによって市民の活力と復興に向けてのエネルギーを蓄えていくんだという趣旨であれば、多賀城市の基本方針としてそれらを私は取り入れていくべきだと。逆に言えば、国から来なくてもそのぐらい多賀城はやっていくんだという気構えでやっていくことが大事じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

私は、そういった国民健康保険なりさまざまな方々の健康と安全安心を守る立場の長として、そういった考え方を持つということとはとても大事なことだろうと思います。しかし、いわゆるまち自体が復興・復旧していかなければ、これは雇用の問題も含めまして、単なる国保税の、単なるという言い方は大変失礼でございますが、減免ということだけでなく、別な意味での市財の多賀城市の予算の使い方というものを内部で十分検討してさまざまな形でサポートさせていただいていると私も認識しておりますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

これ部長に答弁しろって無理なんです、これは。やっぱり市をあずかる市長なり幹部がどういう政策で、たまたまこれが来ているから国の予算が来ているからやるんじゃなく、多賀城市としてはどういうふうにしていくんだという決意を持って、それがたまたまやろうと思ったら国から予算が来たからこれを活用して9月の30日までやろうと。だけれども、それ以降は、あと1年ぐらいは独自の財政を持ち込んででもやっていかなきゃいけないという事業ではないかと思うんですよ。その辺の認識だと思うんです。国から予算が来たからやるというんじゃなく、多賀城市としてどういう政策でこういうものに取り組んでいくかという私は強い決意が必要なんではないのかと思っているんですよ。そういう意味では市長いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

保健福祉部長答弁したように、復旧・復興に向けて、それは私のほうとしてみれば、こういう方々にぜひ早目に立ち直っていただきたいという趣旨から言いますと、竹谷議員がおっしゃったとおりだというふうには思います。ただ、やっぱり復旧・復興に向けて多賀城市本体もそれなりに財政的な裏づけがないとこれはできませんので、その辺の考え方をもうちょっと深めていってからでないちょっと決断できないかなと。幾らでもこれは減免してやりたいという思いは同じでございますけれども、その辺のことを御理解いただきたいとします。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ぜひ、財政全般の問題にもかかわってきますけれども、やはり復興・復旧は何といても市民の力だと思うんですよ、市長がおっしゃるように。そのことにやっぱり何らかの形でエネルギーを与えてやるという施策も私は大事だろうと思いますので、ひとつ十分検討していただいて、まだ時間ありますので、できるだけそういう方々のエネルギーの素材になるように努力をしていただきたいということを申し上げておきたいとします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいとします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 51 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について

○議長(板橋恵一)

日程第 16、議案第 51 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 号第 1 項の規定に基づく準則を定める条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 51 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例についてであります。これは東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、復興推進計画に定められた復興産業集積区域に工場等が立地する場合における緑地面積等の割合の特例及びその適用区域を定めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(板橋恵一)

市民経済部長。

○市民経済部長(伊藤一雄)

議案第 51 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について御説明申し上げます。

それでは、資料 2 の 40 ページをお開き願ひます。

議案第 51 号関係資料の緑地等規制緩和制度の概要について御説明申し上げます。

初めに、条例制定趣旨について御説明申し上げます。

東日本大震災の発災によりまして本市におきましても多くの工場が被災を受け、再建を目指しているところでございます。

しかし、工場立地法の規定により、特定工場を立地または増設する際には工場の敷地面積に対し一定以上の緑地面積等を確保する必要があり、本市工場地帯は土地利用の面積に限りがあるために当該緑地面積の確保が難しい状況にあります。

このような状況の中で東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を目的といたしました東日本大震災復興特別区域法が施行され、同法により被災地における特定工場の緑地等面積の規制緩和に係る特例措置が規定されました。

このことによりまして、本市の工場地帯の再建促進を目指し、新規工場の誘致促進及び既存工場の生産施設の増設を図るため、当該特例措置を活用することといたしまして、この条例を制定するものでございます。

次に、本特例措置の概要について御説明申し上げます。

現行の工場立地法の規定では、環境施設的面積を敷地面積の25%以上確保する必要があり、その面積のうち緑地面積を20%以上確保する必要がありますが、本特例措置適用後は緑地及び環境施設的面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を3%以上といたすものでございます。

次に、3の経過についてであります。平成24年3月16日に、本特例措置の適用区域であります復興産業区域及び対象業種を定めた復興推進計画を、宮城県の指導のもとに作成をいたしました。同日に当該復興推進計画の認定を内閣総理大臣に申請いたしております。

次に、本年5月25日付で内閣総理大臣から認定を受けております。

本市で設定する緑地面積等の下限について御説明申し上げます。

資料の41ページをお開き願います。

この表は、本特例措置を活用するため、復興推進計画の作成に共同参画をいたしました県内各市町の緑地等面積率の下限を示しております。本市は緑地及び環境施設面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を3%といたしております。

設定の理由といたしましては、多賀城市開発指導要綱第15条に、「事業者は、事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合には当該事業区域の面積の3%以上の公園、緑地または広場を設置しなければならない」と規定されておりますことから、同要綱に準じまして緑地等面積率の下限を3%といたすものでございます。

続きまして、資料の42ページをお願いいたします。

これは本特例措置適用範囲を示した復興産業集積区域図でございます。

復興産業集積区域とは、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する特定地方公共団体が設置する投資及び雇用促進を目指す地域であり、宮城県の復興推進計画により、本市では区域図内の多賀城1及び多賀城2の範囲を復興産業集積区域として設定しており、この区域内において緑地等規制緩和の特例措置が受けられることといたすものでございます。

続きまして、資料の43ページをお願いいたします。

緑地等規制緩和対象業種について御説明いたします。

本特例措置はすべての特定工場を対象としたものではなく、復興推進計画により指定した、ここに掲げております1の自動車関連産業から8の船舶関連産業までの8産業に関連する

業種が対象となるものでございます。

次に、条例案について御説明申し上げます。

それでは、資料 1 の 56 ページをお開き願います。

初めに、第 1 条の趣旨でございますが、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、工場立地法の規定により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めるものでございます。次に、2 条の定義でございますが、本条例で使用する用語は、工場立地法で使用する用語の例によることを定めております。

次に、第 3 条の区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合でございますが、条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの敷地面積に対する割合を 100 分の 3 以上とすることを定めるものでございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

初めに、第 1 項は、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

次に、第 2 項は、既存工場等に係る面積の算定について、工場立地法準則により緑地等の規制が設けられる以前に立地していた工場で、生産施設的面積を増加する場合についての緑地等面積の算定方法を規定しております。

第 2 項についてであります。ただいま申し上げたとおりでございます。第 2 項の 57 ページの上段の第 1 号は、当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積の算定方法を規定したものでございますし、下段の第 2 号につきましては、当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積の算定方法を規定いたしております。

次に、58 ページの下段をお願いいたします。

第 3 項、工場立地法準則に掲げている業種に属する工場が、第 2 と同様に緑地等の規制が設けられる以前に立地していた工場で 2 業種以上の生産施設があり、2 業種以上の生産施設面積を増加する場合についての緑地面積等の算出方法を規定しております。

58 ページ下段の第 1 号は、当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積の算定方法を規定をし、次の 59 ページの下段の第 2 号におきましては、当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積の算定方法を規定しております。

次に、61 ページから 68 ページまでにつきましては別表で規定がありまして、第 3 条のこの条例を適用する区域の範囲を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

多賀城は、皆さん私と同じ認識だと思うんですが、本当に緑の少ない地域であると思います。ここに資料の 41 ページに出ている表に載っている自治体は、山あり川ありという自然豊

かな自治体がほとんどでございます。多賀城は川はありますけれども山、緑の種類はほとんどないという状況の中で、企業を誘致するという理由で、誘致しやすくするという事でその緑の面積を減らしていくという手法はいかがなものかなと思うんです。特区の提案が政府のメニューの中にあってそれにそういうところで1つ選んだということだと思っただけでも、企業を誘致するという意味ではほかにも方法があったのではないかなと思うんですが、その辺の検討はどのようになされたのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいまの御質問についてであります。まず、ただいま御説明申し上げましたとおり、多賀城市のいわゆる工場地帯に立地する各企業、生産設備を持っている企業については、昭和20年代後半から昭和30年代にかけて立地した企業が大半でございます。この工場立地法の準則で緑地、あるいはそういった生産施設に対する緑地等を確保するというのは、その後の昭和48年にこの工場立地法準則が規定されており、49年に施行されているというような背景がございます。既存の工場地帯から申し上げますと、今佐藤議員がおっしゃったようになかなか緑地の確保が難しいということで、冒頭に確保するには困難な状況であるということをお知らせしました。

今回、この特区法を復興推進計画で位置づけておりますけれども、まずは早く企業が再生をし復旧し復興につなげていくということを支援するというのが大きな目的でございますので、繰り返してございますけれども、本市においては開発指導要綱に基づいた3%以上を確保するというふうなことで定めたものでございます。

以上です。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

微妙に答えていないんですけれども、ほかの方法は検討したのか、してないのかということをお聞きしたんです。例えばこの間再選された大衡村の村長が、これから企業がより来ていただきやすいように子育て支援に力を入れるとか、住環境の整備に力を入れるとかおっしゃってました。そういう意味での質問だったんですけれども、いやいいんです、してないならしてないと言ってください。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

市の行政のいろいろな施策についてトータル的というようなことの御質問であります。今回については復興推進計画、これ県で全体で関係する加盟の市町が団体がみんなで決めたというようなことで、トータル的な施策のほうまでの観点から検討されたのかというよ

うなことについては、そのところまでは及んではおりません。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

政府のそのトータルな特区の提案の中でそこに手をつけたということなんだと思うんですけども、さっきも言いましたけれども、多賀城の緑は本当に貴重なものだというふうに思うんですね。そういう中でこれを20何%だから3%を下限にするということは、限りなく緑が減ってってしまうなという思いでいるんですが、多賀城の緑はどうなっちゃうんでしょうかね。どういうふうに考えていますか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは多賀城の緑ということの視点での御質問でございますけれども、確かに山間部の市に比べれば、そういった意味での緑は少ないと思います。でも一方で、多賀城には特別史跡の区域があったり、あるいは大きな公園があったり、そういった意味では都市計画上の公園と言われる、いわゆる緑の部分というのはそう少ないわけではございません。その中で今度、工場の敷地の中で従来は25%なり20%だったものを3%まで緩和するというところでございますけれども、実態は駐車場に使われていたり、木が生えている面積というのはそう実態としては多くないのが現状でございます。そういった中で緑を守るということも視点としては大事でございますけれども、まず今となっては雇用を守る、それから税収を守る、それが喫緊の課題であろうと思いますので、いろんな規制緩和の措置を講じて早く雇用であったり企業活動が戻るようにそれに今は取り組んでいるところでございますので、そのことが一定の落ちつきが見えたら、また別な視点から緑の保全ということも考えていく必要があると思っております。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

副市長の言っていることもわかるんです。しかし、私たちの暮らしがより健康であるために潤いを持てるような状況をつくっていくためには、一段落してからということもありましたけれども、ぜひそういう観点を握って離さないで住環境を整備していくということも大事なことだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

1番柳原清議員。

○1番（柳原 清議員）

ちょっと具体的にお聞きしたいんですけども、この100分の3以上という面積の場合、例えば特定工場というのが調べたら9,000平米以上と書いてあったんですが、その場合、

緑地の面積というのは何平米ぐらいになるのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

今、9,000 平米というふうな、そうしますと 9,000 平米でございますから、3%、270 平米というような、3%という形になります。でよろしいんですね。

○議長（板橋恵一）

柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

270 平米というと、例えばそこに木を植えたとしたら何本ぐらい植えられる面積だとお考えでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

樹木の種類、それから植生等、周辺環境、さらには植える土地の形状にもよるかもわかりませんので、それはちょっと状況状況に応じて樹木の種類なり立地条件によって異なってくるものととらえております。

○議長（板橋恵一）

柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

私調べて見たんですが、大体 10 平米当たり高木が 1 本以上とかというふうに決まっているんですね。だから 270 平米だと高い木が 27 本ぐらいと計算したんですが、工場地帯の中にある場合はそんなに問題にならないと思うんですが、例えば隣接して学校ですとか保育所ですとか、そういうのがある場合、この緑の面積ではとても足りないのではないかと。そういう緩衝緑地の面積なんかはこの条例の中には考えられているのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

御質問の趣旨は緑のいわゆる配置計画といいますか、そういった多賀城市のほうには建設部都市計画課のほうで緑の基本計画というものは定めておりますけれども、樹木が何平米に何本とかということについての計画までは、どんな種類で何本かというようなことについては、そこまでは規定しておらないようです。

○議長（板橋恵一）

柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

私がちょっと気になったのは、この範囲の中に一本柳の工場地帯も地図に斜線で塗ってあ

ったものですから、この育英学園とか八幡小学校が、その工場が誘致されたとした場合、この緑地面積ではちょっと足りないのではないかなという疑問を持ったものですから質問させていただきました。

○議長（板橋恵一）

答弁は要らないんですか。（「答弁お願いします」の声あり）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これはここで今御審議いただいているのは工場立地法に基づく規定ですから、そこに立地した工場の敷地の中に対する割合ということになります。今、柳原議員が御質問の緑というのは市街地整備における緑ということですから、これとはまた別に、例えばその開発行為の基準であったり都市整備の基準の中でそれは確保されることとなりますので、これはあくまでも工場の敷地の中の緑の割合ということですので、それを分けてちょっと御理解いただければと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間の休憩といたします。再開は午後2時25分。

午後2時10分 休憩

午後2時24分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

大分議場が暑くなってきておりますので、上着を脱いでいただいて結構でございますので。

冷静に審議してください。

日程第 17 議案第 52 号 多賀城市道路占用料等条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 17、議案第 52 号 多賀城市道路占用料等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 52 号 多賀城市道路占用料等条例の一部を改正する条例についてであります、これは道路法施行令の改正に伴い、現行条例における同令の引用条文について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願いいたします

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案書の 70 ページをお開きください。

平成 23 年の昨年 10 月 19 日に道路法施行令の一部の改正がなされました。これに伴いまして、これまで高速道路や自動車専用道路のみに占用許可の対象となっておりました食事施設及び店舗施設等が、これらの道路以外の道路、多賀城市で言えば市道の区域にもその占用許可の対象となったということでございます。

このことによりまして、道路占用許可対象物件に係る各号が繰り下げられたということで、本市道路占用条例第 2 条に係る別表中の所要の整備を行うものということでございます。

ここで議案資料の 2 の 44 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 52 条関係資料でございます。

ここに新旧対照表を載せてございますが、左側の新の下のほうにずっと欄が第何条第何号と書いてございますが、例えば道路法施行令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車を、道路法施行令第 7 条第 7 号に掲げる施設並びに同条第 8 号に掲げる施設及び自動車駐車場ということで各号を繰り下げ、以下、同様に整備するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては公布の日からの施行となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

だから多賀城ではどういふようなことに活用できるのかということをはきちつと説明しないと、市道でも市道の一部にありますよね、広く。そういうところも例えば占有許可をすることができるよとなれば、例えば具体的に言えば高崎大代線の城南区画整理でやった三角土地のポケットパークみたいなのがありますよね、草生えないために舗装して。そういうところを例えば店舗に借りることができるんだよとか、そういうものを説明しなかったら何のことかさっぱりわからないと私は思うんですけども、私だけでしょうか。それをきちつと説明しなかったらだれも理解ができないと思います。説明をお願いします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

大変失礼しました。

最初にこの改正に至った背景というものを説明すればよかったんですが、改めて、国が示している内容で説明させていただきますと、地域の活性化やにぎわいの創出に地方公共団体や地域住民が取り組む中で、歩道上におけるオープンカフェやキヨスクなどの設置、観光振興を目的とした観光案内所の駅前広場への設置を求める要望が高まっているという背景の中でこの道路法の施行令が改正になったということをごさいますて、多賀城市で例えば清水沢多賀城線、城南地区の歩道の広い部分ですとか、多賀城駅前広場等でそういう施設を占有したいということで申し込みがあれば、個別の判断になりますが、状況を見ながら占有許可を与えると、使用料を取ってです、もちろん。ということになります。ただ問題なのは、その施設にもよりますが、道路からその施設に搬入する場合のバックヤードとか、車で物を出し入れするとかということには車道の通行に支障があるという判断の場合は許可できないということになりますので、その辺はこれからずっと整理していきたいと思いますが、いずれそういう占有申請出てきたときには個別で御相談して審査していくという形になると思いますが、基本的にはそういう形で占有の許可の対象になるということをごさいます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今はちょっと仮設住宅が建っていますので云々にならないんですが、国府多賀城駅の南側の広場、そしてまた計画道路があるわけですけども、あれだけの幅員は果たして必要かという問題もこれから話題になってくると思いますが、その残地を使って活用して駅前に今言ったようなものをやろうという場合に、申請あった場合には検討する余地はあるというふうな条例改正だと理解しておいてよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 53 号 多賀城市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 18、議案第 53 号 多賀城市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 53 号 多賀城市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。これは多賀城市都市計画審議会の委員の構成について変更を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、今回提案の条例につきまして議案関係資料 2 の 45 ページをお開き願いたいと

思います。新旧対照表に沿って説明させていただきますのでお願いします。

これまで本審議会委員の定数は、学識経験者が4人、市議会の議員が4人、関係行政機関の職員2人以内と定められておりましたが、今回、市議会の議員を2人に減じ、新たに本市の住民を2人追加するものでございます。

これにつきましては都計審にかかわらず、各種審議会への市議会議員の参画についてということで平成12年度に原則辞退する旨の通知を受けておりました。しかし、都市計画審議会につきましては都市計画法が委任する政令で議会の議員を任命することとされているために任命という形をとっておりましたが、これまでは4名の枠を条例で定めておりましたが、平成12年度の先ほどの原則辞退という申し合わせと申しますか、そういうものを尊重しつつ必要最小限にしたいということと、さらに議員定数も削減されているという状況にかんがみ2名を削減するというものでございまして、その2名分と申しますか、その2名については新たに一般市民の審議会参画を志向するというで本市の住民2名を条例に追加するというでございまして。

議案資料1の72ページにお戻りいただきたいと思いますが、附則でございまして。

この条例は平成24年7月1日から施行するというで、ただし次項の規定は公布の日から施行するというになっておりますが、この2番目でございまして、これは今申し上げた議員の任命規定でございまして、これについては施行の前日に解任するという経過措置を設定してございまして。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 54 号 権利の放棄について

○議長（板橋恵一）

日程第 19、議案第 54 号 権利の放棄についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 54 号 権利の放棄についてであります。これは社会福祉法人嶋福社会に対して市が貸し付けた地域総合整備資金貸付金の償還遅延に対する遅延利息金に係る金銭債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、権利の放棄について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料 2、46 ページをお開きいただきたいと存じます。議案第 54 号関係資料でございます。

まず初めに、地域総合整備貸付制度について説明をさせていただきますと思います。

地域総合整備資金貸付、いわゆる「ふるさと融資」制度でございますけれども、地域振興に資する民間事業活動等が積極的に展開されるように、地方公共団体が財団法人地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団と申しますが、の支援を得て、地方債を原資といたしまして民間事業者等に無利子で貸し付ける制度でございます。

貸付対象者でございますけれども、法人格を有する民間事業者等となっております。

貸付対象事業費用につきましては記載のとおりでございます。

（3）の貸付対象事業等につきましては記載のとおりでございますが、ここで特異的な部分といたしましては、イにありますように、営業開始に伴い、市内において 5 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるものという制約がございます。当該嶋福社会が行った桜花の新たな雇用はでございますが、当初 9 人の雇用に対しまして市内の従業者が 8 人ございました。被災当時におきましてはさらに人数がふえておりまして、14 人の雇用に対しまして市内に在住している方が 13 人おったというような状況でございました。

貸付利率、償還期間、償還方法につきましては、貸付利率は無利子でございまして、償還期間は貸し付けから 15 年以内、この間 5 年以内の据置期間を設けることが可能となっております。償還方法は半年ごとでございまして、元金均等半年賦償還となっております。

それから、ふるさと融資制度の流れでございますけれども、下のところに図式でありますように、まず初めに民間事業者からふるさと融資の申請があって、ふるさと財団等で資格審査を行って貸し付けが相当であるとなって初めて、地方公共団体からふるさと財団を通じて民間事業者のほうに貸し付けを行うこととなります。償還の方法につきましても、地方公共団体との事務委託契約に基づきましてふるさと財団が支出事務、徴収事務等を行っていただくこととなりますので、償還の段階でもふるさと財団を通じて地方自治体に償還されるというような流れとなっております。

この貸付資金につきましては、地方公共団体が地方債を発行し貸し付けいたしますので、地方債に生じる利子の75%が地方交付税の基準財政需要額に算定されることとなっております。

次に、今回の事案の経過について御説明をしたいと思います。

47ページの4番以降になります。

平成22年9月の24日に契約を締結いたしまして3,000万円を貸し付けいたしました。平成23年4月5日が第1回の償還日でしたが、平成23年3月11日に東日本大震災によりまして大規模半壊の被害の認定を受け、償還がされませんでした。

平成23年10月5日に第2回の償還日でしたが、この時点でも償還がされてございませんでした。

震災後の動きでございますけれども、震災後の平成23年4月5日を初回といたしまして、嶋福社会から償還猶予等について相談を受けてございます。それを受けまして、本市とふるさと財団で協議を重ねた結果、東日本大震災による被災者となりました借受人に対し、償還猶予等が可能であるとの回答を受けましたので、嶋福社会に一日でも早く変更契約をするように話し合いを持ってまいりました。しかしながら、嶋福社会内部において理事長の交代などがございまして必要書類が整わず、ようやく平成24年4月4日に変更契約が締結となったところでございます。

そのため、平成24年4月4日に変更契約が締結されたことによりまして、この内容は、契約の内容のところでございますが、2年据え置き第1回償還を平成25年4月5日に、償還期限も2年据え置きの10年償還、償還回数は24回であったものを20回に、1回当たりの償還額も125万円であったのを150万円に変更した内容でございます。したがって、(3)の遅延利息の内訳にもありますように、変更契約以前に発生した遅延利息につきましては、契約条項の規定に基づきまして平成24年4月4日までの期間での計算によりまして26万2,260円が金銭債権として発生したものでございます。

恐れ入りますが、また議案の73ページにお戻りいただきたいと思います。

3番目の放棄の理由にもありますように、今回の遅延利息の発生要因が3月11日に発生した東日本大震災によるものであること。また、被災した当該施設の一日も早い運営再開を支援するためにも遅延利息金に係る金銭債権を放棄することが妥当だということで、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づきまして今回、議会のほうに提案をさせてい

ただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

この多賀城市としての金銭債権の放棄についてはやむを得ないだろうと、このように思います。でも、嶋福社会も今現在そのところはどうなっているかということ、解体が終わっていますね。再開はまだしていないという状況の中で、それを150万円ずつ支払いをしていくと。半年払いですから年間300万円ですね。ということは、障害者の施設も運営をしているということもございしますが、本来、地域密着型の特養ホーム、多賀城市の第3期計画じゃなかったかなと思うんですが、それに基づいて建設をしたということで、開所をして半年もたたないうちに津波に遭って大変な状況になったと、こういうことでございますね。今現状はどのようになっていますか、嶋福社会は。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

現状については私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、議員おっしゃるとおり、5月の連休過ぎぐらいだったと思いますが、建物のほうは全部解体をしまして、現在、更地になっているという状況でございます。

これまでも嶋福社会の理事の方々につきましては、当方の介護福祉課なり私のところ、または市長公室のほうを訪れまして、ただいま公室長が説明したような金銭的な問題について、またはその再建に当たっての今後の進め方等について、いろいろ我々と協議を持たせていただいております。これまで県、その他といろいろ協議をしまして、まず1点目は、現在はいわゆる休止というふうなことでございますが、その休止の期間につきましては、これは国のほうの通知を受けまして23年6月1日から平成26年5月31日までの3年間、いわゆる休止というふうなことで通知をいただいております。この間、嶋福社会にありましては適当な移転先を確保してそちらのほうに再建をしたいというふうなことで、現在土地を探しているというふうなことで私ども認識している状況でございます。

以上です。

○議長（板橋恵一）

根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

先ほど説明の中でこの桜花には14名の職員中13名が市内の雇用者だったということがあります。それからこの債権放棄の一つの理由として運営再開の支援をするために債権を放棄したと、このような説明がございました。先ほど工場立地関係で緑の条例もございまし

た。やはり再建を支援するというそういうことは多賀城市にとって非常に大事なことでございますし、雇用者を確保するというのも非常に大事な視点であるということを考える。それからもう一つは、多賀城市の3期計画が計画どおりになっていない。こういう現状を考えたときに市としては、嶋福祉会は再開をしたいということで一つの土地も探そうと一生懸命やって目星もつけているところもあるようですが、やはりいろいろと相談を聞きながらしっかりと支援していくということが私は非常に大事だと、このように思うんですが、今後の支援をどうするかという点でどのように考えてますか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほども説明がちょっと1つ漏れてしまいましたが、これまでも例えば宮城県のほういろいろ話をしまして、実は国有地の払い下げがあるという情報などもありまして、そういった情報を、公売にかける前に情報をいただいたものですから、県のほうに行って相談してみたらどうですかということで御紹介をした経過もございました。また、二重債務に関する再生支援機構の問題等もありましたので、これも相談してみてもどうですかということで御案内を差し上げたということでございます。

また、宮城県のほうでもできるだけ早期に再建をしていただきたいという意思を確認しておりますので、県も市とタイアップをしながらやれる範囲内で支援してまいりたいという確認をさせていただいております。

今後というふうなお話だったんですけども、今後でもできるだけ早期の再建ということに向けて、我々でできることにつきましては御相談に感じさせていただきたいと、支援をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰已議員。

○16番（昌浦泰已議員）

資料1の73ページで2の相手方の中の(2)連帯保証人、七十七銀行ですよ。これってこの遅延利息金に関しても連帯保証の責があるんですか、ないんですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

連帯保証人の部分も当然その分も含まれるというふうに解釈しております。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰已議員。

○16番（昌浦泰已議員）

それだったら連帯保証人のほうに保証してもらおうというのは私当然でないのかなと思うんですよ。それをなぜ連帯保証人には保証を求めないで、債権放棄になったのかというのは、

私が質問するから答えをとという気なんでしょうけれども、じゃ何でここに連帯保証人なんて名前書かなきゃだめだったのか。もう差し当たり本体がだめであれば仮連かな、だめなんであれば連帯保証というのは、これ世間一般では普通の道理の話だと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今お話にあったとおり、元金の部分が危うくなった場合につきましては、連帯保証人にしっかりとその分を補てんしてもらおうというふうな考え方を持ってございますけれども、今回の場合、支払い遅延に関する部分での話になっておりまして、この部分につきましては市のほうに被害が生じるという部分でもございません。

その後、実際、今回嶋福祉会がこの当該事業を進めるに当たって借りているところというのは3カ所ございます。まず一番大きいところが独立行政法人嶋福祉医療機構が約1億9,000万円ほどの融資をしております。それから、やはり株式会社七十七銀行が独自に6,500万円程度の融資をしております。ふるさと財団、本市のほうは3,000万円というような融資の制度になっておりまして、先ほど申し上げた2つのそれぞれの融資先も今回、まず独立行政法人福祉医療機構につきましては、5年間の期限延長と返済猶予承認をしております。それから七十七銀行も今回返済猶予をするというようなことになってございます。本市のほうは貸し付けを行って今回生じた遅延利息につきましても、後々、連帯保証人である七十七銀行のほうから嶋福祉会のほうにその分また肩がわりに、今回償還を求めるということは、軌道に乗った段階あるいは収入を得た段階でその分を連帯保証人である七十七銀行から嶋福祉会が請求されるというふうなことも十分予想されますので、そういったことも考えながら今回は権利の放棄をすることが妥当だろうと、そういうふうな考え方を持っています。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

わかりました。要は結局1回立てかえても、七十七銀行が。最後はやっぱりその立てかえ分、あるいはそれ以上かもしれないけれども、また請求されることになるんであるから、その分を放棄する考えに至ったということですね。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

はい、そのように考えております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

放棄は現状からいってやむを得ないというふうな提案ですので、ある一定は理解できるんですが、先ほど説明の中で休止期間が26年の5月31日まで休止をするという中で、25年の4月5日と25年の10月5日の支払いが予定どおり出てくるのかというところに私はうんと疑問を感じています。であれば、この休止が終わったときに支払いを求めるとかとかないと、またここで延滞利息が出て、また放棄しなきゃいけないようになるんじゃないかと思うんですよ。本気になって再建をさせてやるというのであれば、私は、少なくとも事業活動がない限り収入はないわけですから支払いはできないということであれば、私は嶋福社会に何だか応援しているような感じに聞こえるかもしれませんが、本気になって再建をさせてやるというのであれば、私は26年の5月31日なら31日、26年の月日に第1回の支払いを開始をして、10年なら10年にもう一回、どうせならそこまで、ここまでやってやるのであれば、そこまで手を差し伸べてあげたほうが特養老人ホームの嶋福社会としては安心して再建に向けて進められるんじゃないのかなという気はするんですけども、その辺は御検討されたんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

まことにおっしゃるとおりだと思います。

今回、24年4月4日に契約の変更の締結になったというところが一つのポイントでありまして、翌日4月5日が第3回目の償還日だったのであります。先ほども申し上げたとおり、嶋福社会のほうで執行部の方々が大分入れかえになって具体的な再建計画がまだきちんとできていないというようなことで、ふるさと財団とのやりとりの中でこの2年間の猶予というのは、市のほうが2年間にしなさいと言ったのではなくて、今回は嶋福社会がとりあえず2年間猶予させてくれというようなことで今回変更契約になっております。

そして、今おっしゃったとおり休止期間等々いろいろ考えますと、それから今回償還期間が12年間なんですね。この制度は15年間の償還期間がございますので、あと3年の猶予がございますので、このあたりはきちんともう一度再建計画等いろいろ相談を受けながら再度の変更契約というのも考えていく必要があるんだろうと考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうであれば、質問に答えるんじゃなく、福社会の再建計画はこういうふうな状況にあってこうだと。現状はこうでありますよと。それに対して市としては変更計画はしたけれども、場合によっては再度の変更計画もあり得るということは何で言わないのかな。質問されてから言っているよね。何でもっと裸になって言わないのかなというような気がするんです。何でそんなに胸の中にしまっておいて、後になったらもうにっちもさっちもいかないから

また 2 年間再契約しますということでは、私は、同じ議案ですからやはりその辺までの見通しをかけて、嶋福社会のその事業を再開させたいのであれば私は議会の中でも明らかにしていくべきだと思うんです。そうでないと私はなかなか企業というのは再建できないと思います。ですから、思い切って私は、この議案は放棄の議案だからどうのこうのと言うのはどうかと思うんですが、思い切って、少なくとも再建を目指してやるんだというのであれば、その再建計画と結局あわせてこういうものを提案して説明してもらわないと、その場限りの政策にすぎないのではないかとこのように感じてならないわけですよ。本気になってやる気があるのかというその本気度が見えないと私は感じている。先ほど全国、七十七銀行以外のところはもっと延期しているわけですよ。そうすると七十七銀行も延期してくれると思うんですよ。うちもこうだよとなれば、全部が債権持っているところが、じゃ嶋福社会のとにかく皆さん方で 26 年の 5 月末までに再建計画をしてきちっとやりましょうよというものに乗せるようなことが本来の協力じゃないでしょうか。その場その場の小手先じゃなく、将来に向けた企業の再建と支援というものを含めて説明するのが本来の趣旨じゃないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

その辺の具体的な今日に至った経過をもう少し微に入り細をうがつ説明をするべきだったと思っております。ただ、今、再建を本気になってという部分でございますけれども、我々も嶋福社会、いわゆるこの桜花がもう一度多賀城において、地域密着型でございますので、一日も早い復興を願っていろいろと親身になって相談に乗っております。ただ、今回の変更契約につきましては、嶋福社会と連帯保証人である七十七銀行等においてこのような計画を出してきたということが一つあります。したがって、多賀城市のほうもこの辺の償還期間であるとか、期限がそのまま 1 回当たりの償還金額が 150 万円にふえるということで果たしていかなものかという考え方も持っておりますが、メインバンクである銀行との協議の中でこのような計画を今回出してきたということがありますので、ここのところは、あと先ほども申し上げたとおり、まだ検討することもあると思っておりますので、そのあたりは柔軟に対応して相談に乗っていきたいという考え方を持っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

七十七銀行も含めてそういう計画出してきたのなら、これは計画どおりやらせてください。再度変更なんてあり得ないですよ、そうであれば。メインバンクがやりますと、このとおりやりますから、ふるさと融資の多賀城市には迷惑かけないようにしますから延滞利息だけは何とかしてくださいという交渉であれば、この計画どおりやるということが筋になりますよ。それは基本になりますよ。ここで議案として出して説明できているわけですから。あ

なたはそういう説明をしているわけですから。これは議事録に載りますよ。そういうふうになりませんか。私だったらそうなりますよ。だから、私言っているんですよ、含みを持たせておかなきゃいけなかったんじゃないですかと言っているのは、そこなんですよ。質問されてからそれが出てきているんですよ。ですから、わかりました。七十七銀行がそういうぐあいに相談してやろうというんですから、これは再契約ということはありません。この契約で実行してもらうということで私は確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

先ほど申し上げたとおり、現段階では再建計画というものがまだ再建する場所であるとか、そういうものがまだ定かでないという段階で今のところの事業者側の考え方と、それからメインバンクとの現段階での計画上、償還計画上でこういうものができて変更契約に至ったというのがまずあります。今後、具体的な再建の場所であるとか、そういったものが明らかになった段階で、このあたりの償還計画であるとか何かというものも再度いろいろと相談に應ずる、そういうふうなことも可能であろうと考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

何で可能であるって、あんた決めつけるの。メインバンクと嶋福祉会はこれでやりますと。多賀城市に迷惑をかけませんという計画でしょう。そうでしょう。違うの。私はそう感じますよ。これ重要なんです。1年もたたないのにまた再契約ということはありませんから。私は金利の放棄はいいと思う。私はやむを得ないと思う。だけれども、再建のために26年度までに休止をしているのわかっているわけだ。そういうふうな事業をしないのに25年の4月から第1回目の返済金をもらおうと。支払いしますと言ってメインバンクが言っているのであれば、これはもらわなきゃおかしいと思うんですよ。それを再度協議しますって、あんた言う筋合いのものじゃないと思うよ。と私は思いますよ。そこはちょっとおかしいと思う。向こうのほうでとりあえずはこうしたいので再建計画出たらまた相談させてくださいというもので来ているというならわかるけれども、あんた、そのこと言っていないじゃん。あくまでもあちら側からこれをこのとおりやりますから契約変更してくださいと申し入れがあったからこういうふうになっているんだということだもの。向こうの申し入れをきちんと忠実に守って多賀城市は執行していくことが大事じゃないかと私はそういう意見です。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

私の説明がどうも不足しているようでございまして、現段階においては今回このような変

更契約が成り立っておりますので、この契約に基づいた形で今後は償還をしていただくと
いうようなことを考えてございます。ただ、いろいろと今後もいろんな相談には応じていき
たいという、ちょっとそういう意味合いで申しました。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

私もそうなんですけれども、契約内容の貸付額 3,000 万円、これだけのこと考えているん
ですよ。いいですか。おわかりですね。恐らく竹谷議員もそれに付随して、今後、嶋福祉会
がどこかで事業を展開されて余裕が出てきて、また償還が大丈夫になるということも念頭
に置いた上で公室長お話ししているのかどうかわかりませんが、私が今この資料を
いただいて最初に精査、この議会前にしたときには、この貸付金 3,000 万円、これがきち
んと入ってくるのかどうかだけ私の関心事なんです。ですから、要は竹谷議員が御質問され
たように、私も再度確認しておきますが、連帯保証人の七十七銀行もおありのことです
ので、この 3,000 万円に関しては初回が 25 年の 4 月 5 日から、ちょっと厳しいなとも思
うんですけれども、年間、根本議員おっしゃったように 300 万円、半年ごとに 20 回払い
できちんと入ってくるものなのかということを確認したいと思うんですが、御回答いた
だきたい。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

連帯保証人であるメインバンクである七十七銀行と嶋福祉会の中で双方協議の上、契約を
締結したものでございますから、このような形できちんと償還を受けるものだと考えてご
ざいます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

延滞金を免除してやるというのは、これは私は当然の措置だというふうに思うんです。ただ、
先ほどの室長の説明によると、借入金総額は全部で 2 億 8,500 万円になりますね。だから
3,000 万円のふるさと融資で年間の支払いが 300 万円だとすると、この 2 億 8,500 万
円全部考えると年間 3,000 万円近い返済になるだろうと私は思うんですよ。実際上それが
可能なのかと。私は 26 万円ぐらい負けてやってもどうしようもないと実際の話はと思う
んですね。

それで、まず一つお伺いしたいのは、嶋福祉会の理事会はきちんと機能しているというふう
にそれはそういう認識でよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

うちのほうにいただいた報告を見ますと、理事長の変更ということはありませんでしたが、理事会はきちんと機能していると理解しております。

それから、先ほど竹谷議員のほうから言われたら言うのは、というふうなそういう話がありましたので、私もちょっとつけ足して補足説明をさせていただきたいと思います。

今回の国からの承認については3年間の休止というふうなことで承認をいただいております。なお、再建に当たりましては災害復旧補助金として6分の5が再度補助金として交付されるようになっております。したがって、こういったものがある一定の担保として、多分銀行のほうも資金繰りの関係については相当前向きな形で支援をなされているのかなという気がするんですけども、私どもとしましては、できるだけ、これ県もお話しているんですけども、その再建計画についてできるだけ早く出してくださいというふうな言い方を県もしております。やっぱり嶋福社会がこれから再建をするに当たっては、多分、今相当内部でもんでいるんだろうと思いますので、その再建計画が出てこない以上、私どもとしましては、例えば移転場所の問題であるとか、規模については小規模特養ということなので29床というのがリミットになるというか、アッパーにあるんですけども、その再建計画が出てくるまではやはりじっと待つしかないというのが現状ということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

そうすると、理事会はきちんと機能すると。それから方向としては再建を目指して頑張っているということで、そういう認識のようですので、私もそう受けとめたいと思います。

それで、これは典型的な二重ローン問題になるんですよ。借金をして設備投資をして、さあ始めた。始めた途端に津波が来たと。建てた建物はもう解体せざるを得なかったということだから。3月5日から業務開始するんですが、東日本大震災事業者再生支援機構がいわゆる二重債務にならないように買い取りを始めてますよね。この支援機構の買い取り対象にこのケースはなるのかならないのかということなんです。独立行政法人からの1億9,000万円、七十七銀行からの6,500万円、ふるさと融資の3,000万円、これは再生支援機構の買い取り対象になるのかならないのかということなんです。いかがですか。制度的な話です。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

ちょっとその制度の内容については後ほど担当のほうから説明をさせますが、実は今、藤原議員がおっしゃいましたその再生機構が3月5日から機能しているというか、事務をやっているわけですが、業務を開始しているわけですが、実は3月8日に宮城県と多賀城市と、

それから嶋福社会の3者でいろいろ協議をした中で、ぜひとも二重債務に対する考え方をそこに行って確認を、一日も早く行って確認をして再建計画の中に織り込んでいただきたいということで嶋福社会の方には3月8日に説明をしています。ですから、その後、嶋福社会は多分早急に行ったんだろうというふうに思いますが、その報告はちょっと私どものほうではまだ受けておりませんので、その後どうなったかはちょっとまだわからないという現状です。

それから、その中身の問題につきましては、行政経営担当のほうから回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

行政経営担当。

○市長公室長補佐（行政経営担当）（吉田真美）

再生支援機構の対象となりますものとしましては、独立行政法人福祉医療機構は対象になってございます。それから金融機関についても対象に、それから地方自治体についても対象になってございますが、ふるさと財団につきましては、再生支援機構のほうに問い合わせをしたところ、個別のケースに応じて相談を受けたいというふうなことでございました。

なお、再生計画をつくる段階から再生支援機構については相談に乗るということでございますので、個別具体的な御相談を促していきたいというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

だから制度的には使えるということですよ、これはね。だから、私は実際上2億8,500万円の負債を抱えたまま、いかに今度の設備投資に6分の5の補助が出るにしても、私は年間3,000万円の元金返済を抱えたまま法人がスタートするというのは実際上私は不可能に近いと思います。せっかく政府がこういう二重ローン解消の買い取り機構をつくってくれたんですから、私は多賀城がもっとイニシアチブを発揮するという方向で、法人が再建を望んでいるというのであれば、いろんな手助けとか応援もやって、ここはやはりきちんと再建に向けたルールといいますか、それを敷くべきだと。市もそのために最大限の応援をすべきだというふうに考えているんですが、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

二重ローン問題等につきましては、ちょっと私も詳細の内容を把握しておりませんでしたので大変申しわけありませんが、冒頭で一番最初に根本議員のほうにもお話ししましたけれども、私どもとしまして市民の方々、特に高齢者の方々がいわゆる特養がなくなることで大変苦慮しているという現状もございますので、でき得る限りの支援はさせていただきたいと考えているのが1点です。

それから、今、第5期の介護保険の事業計画が24年度からスタートしておりますが、24から26年度までの3カ年度の事業計画の中で、26年度にもう1カ所の小規模特養の建設計画があるんですが、そういったものの前倒しなんかも高齢者の方々、いわゆる介護サービスを使う方々にとって必要なものをどういうふうに整備していくかということも今内部のほうで検討させていただいております。

結論から言いますけれども、嶋福社会には一日も早く再生をしていただいて地域のその介護サービスに貢献していただきたいという思いは私どもも一緒でございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第55号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（板橋恵一）

日程第20、議案第55号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第55号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。これは外国人登録法の廃止に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治

法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 55 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

これは先ほど議案第 48 号で総務部長が御説明いたしました外国人登録制度の廃止に伴う各条例の改正と同様の改正を、宮城県後期高齢者医療広域連合規約においても行うものですが、広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議決事項となっておりますことから本議会の議決を求めるものでございます。

ここで議案関係資料 2 の 48 ページをお開き願います。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約新旧対照表により御説明申し上げます。

別表第 2、第 17 条関係につきましては、広域連合の経費の支弁の方法のうち、関係市町村の負担金の額を定めたもので、共通経費のうち後期高齢者人口割において備考 1 及び備考 2 中に外国人登録原票人口についての規定があることから、当該規定を削除するものでございます。

続きまして、議案 1 の 76 ページをお開き願います。

附則でございますが、第 1 条は施行期日で、協議の調った日から施行するとしたものです。

第 2 条は、経過措置について規定をしたものでございます。改正後の別表 2 備考 1 及び備考 2 の規定は、平成 25 年度に係る関係市町村の負担金の額の算定から適用し、平成 24 年度に係る関係市町村の負担金の額の算定までは、なお従前の例によるとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15 分間の休憩といたします。再開は 3 時 35 分。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 33 分 開議

○議長(板橋恵一)

再開いたします。

日程第 21 議案第 56 号 工事請負契約の締結について

日程第 22 議案第 57 号 工事請負契約の締結について

日程第 23 議案第 58 号 工事請負契約の締結について

日程第 24 議案第 59 号 工事請負契約の締結について

日程第 25 議案第 60 号 工事請負契約の締結について

日程第 26 議案第 61 号 工事請負契約の締結について

日程第 27 議案第 62 号 工事請負契約の締結について

日程第 28 議案第 63 号 工事請負契約の締結について

○議長(板橋恵一)

この際、日程第 21、議案第 56 号 工事請負契約の締結についてから日程第 28、議案第 63 号 工事請負契約の締結についてまでの 8 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 56 号から議案第 63 号までの工事請負契約の締結についてであります。これらは平成 24 年度下水道災害復旧工事について、記載の相手方と記載の金額による工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によりそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(板橋恵一)

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、議案第 56 号から議案第 63 号までの 8 件の議案につきまして入札方式が同一ですので、一括して説明させていただきます。

資料の説明に入ります前に、まず今回の入札に係る一連の経過について説明をさせていただきます。

提案しております 8 件の工事につきましては、多賀城市工事請負業者選定委員会において審議しました結果、多賀城市建設工事総合評価一般競争入札施行要綱に基づく総合評価方式による制限付一般競争入札で行うことに決定し、その告示を 4 月 23 日に行っております。これによりまして入札参加申請書提出期限の 5 月 8 日までに入札参加申請書が提出された申請者について入札参加資格を審査し、承認した業者により同月 18 日に市役所会議室で入札を執行しております。

入札の結果、価格評価点と価格以外の評価点を合計した総合評価点が最も高いものを審査した結果、同月 23 日に落札者として決定し、翌 24 日に仮契約を締結しております。

それでは、各議案ごとに説明をさせていただきますので、まず議案関係資料 49 ページをごらんいただきたいと思います。議案関係資料 2 のほうでございます。

議案第 56 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2330 号 平成 24 年度下水道災害復旧工事（第四処理分区（1 工区））、施工場所は多賀城市伝上山地内外であります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

総合評価方式の評価調書でございますが、草刈建設(株)が入札価格 3 億 3,320 万円に消費税相当額の 1,666 万円を加えた 3 億 4,986 万円で仮契約を締結しております。

次に、54 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 57 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2331 号 平成 24 年度下水道災害復旧工事（第四処理分区（2 工区））、施工場所は多賀城市鶴ヶ谷地内外でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

総合評価方式の評価調書でございますが、八嶋建設(株)が入札価格 1 億 4,700 万円に消費税相当額の 735 万円を加えた 1 億 5,435 万円で仮契約を締結しております。

次に、59 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 58 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2326 号 平成 24 年度下水道災害復旧工事（第五処理分区）、施工場所は多賀城市丸山地内内であります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

総合評価方式の評価調書でございますが、入札の結果、八嶋建設(株)が入札価格 1 億 9,300 万円に消費税相当額の 965 万円を加えた 2 億 265 万円で仮契約を締結しております。

次に、64 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 59 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2327 号 平

成 24 年度下水道災害復旧工事（第六処理分区（5 工区））、施工場所は多賀城市八幡地内外
でございます。

隣のページ、総合評価方式の評価調書でございますが、草刈建設(株)が入札価格 1 億 4,800
万円に消費税相当額の 740 万円を加えた 1 億 5,540 万円で仮契約を締結しております。
次に、69 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 60 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2329 号 平
成 24 年度下水道災害復旧工事（第七処理分区（2 工区））、施工場所は多賀城市桜木地内外
であります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

総合評価方式の評価調書でございますが、八嶋建設(株)が入札価格 1 億 8,350 万円に消費
税相当額の 917 万 5,000 円を加えた 1 億 9,267 万 5,000 円で仮契約を締結しており
ます。

次は 74 ページでございます。

議案第 61 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2332 号 平
成 24 年度下水道災害復旧工事（第七処理分区（3 工区））、施工場所は多賀城市栄地内外で
ございます。

隣のページをごらんいただきたいと思います。

総合評価方式の評価調書でございますが、(株)遠藤工業が入札価格 2 億 800 万円に消費税
相当額の 1,040 万円を加えた 2 億 1,840 万円で仮契約を締結しております。

次に、79 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 62 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2333 号 平
成 24 年度下水道災害復旧工事（第七処理分区（4 工区））、施工場所は多賀城市宮内地内外
でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

総合評価方式の評価調書でございますが、(株)遠藤工業が入札価格 1 億 7,300 万円に消費
税相当額の 865 万円を加えた 1 億 8,165 万円で仮契約を締結しております。

次に、84 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 63 号関係資料の入札執行調書でございます。入札件名は 23 都災第 2324 号 平
成 24 年度下水道災害復旧工事（第八処理分区）、施工場所は多賀城市笠神地内外でござい
ます。

隣のページ、総合評価方式の評価調書でございますが、(株)八島工務店が入札価格 1 億 4,540
万円に消費税相当額の 727 万円を加えた 1 億 5,267 万円で仮契約を締結しております。
入札の状況については以上でございます。

工事の概要につきましては建設部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案第 56 号から議案第 63 号までの 8 件の工事概要について一括して説明させていただきます。

今回提案しております 8 件の工事につきましては、すべて汚水の災害復旧工事に伴う管渠、マンホールの復旧工事でございます。工期もすべて契約締結日の翌日から平成 25 年 3 月 25 日までとなっております。

ここで議案資料 2 の 52 ページをお開き願いたいと思います。

これは議案第 56 号の工事概要になってございますが、8 件の工事でございますが、延長や箇所数の違いだけで工法等は共通しておりますので、概要は工法についてのみ説明をさせていただきます。

工事概要にありますとおり、改築推進工というのがございます。これにつきましては既設マンホールのところに発進立坑と到達立坑を設置しまして、地震によって管が沈下したり隆起して流れにくくなった箇所を開削をせずに既設の管を壊しながら既設管の位置に新しい管を再構築する推進工法でございます。

それと、次の本管更正工というのがございます。本管更正工というのは、地震による沈下・隆起がなく、管外に亀裂等が発生し破損して漏水している箇所を樹脂により補修する工法でございます。

ここで 57 ページをごらんいただきたいと思います。資料 2 の 57 ページ。

この工事概要書には、本管部分更正工というのがございます。先ほどは本管更正工でございましたが、本管部分更正工ということで、これについては一部分だけの補修ということの工法でございます。

52 ページに戻りますが、次の最後に書いてありますマンホール部分復旧工につきましては、地震等によりマンホールが隆起・沈下した箇所の高さを調整したり、内面の破損箇所を部分補修する工法でございます。ここでまた 67 ページを見ていただきたいのですが、67 ページの工事概要書では、今度はマンホール復旧工というのがあります。先ほどはマンホール部分復旧工、この 67 ページは両方の部分復旧工とマンホール復旧工というのがございまして、マンホール復旧工につきましては既設マンホール全体が破損しているために開削をしてマンホールを撤去して新たに再構築する工法ということでございます。

以上が全体 8 件の共通する工法の説明にあります。

なお、各工事の延長や箇所数、位置については記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより各議案ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、議案第 56 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 60 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 64 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 30 議案第 65 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 31 議案第 66 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 29、議案第 64 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 31、議案第 66 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 3 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 64 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 8 億 2,794 万 5,000 円を追加し、総額 334 億 1,202 万 3,000 円とするものでありますが、これは東日本大震災復興交付金の第 2 回申請において採択された事業、そして震災からの復旧・復興に関連する各種事業等について歳入歳出予算を補正するのが主なものであります。

次に、議案第 65 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 5 億 461 万 9,000 円を追加し、総額 61 億 6,514 万 3,000 円とするものでありますが、これは東日本大震災復興交付金の第 2 回申請において採択された事業、そして水道庁舎使用負担金等について歳入歳出予算を補正するのが主なものであります。

最後に、議案第 66 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収入につきましては下水道負担金の増額補正、支出につきましては消費税及び地方消費税の増額補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本案 3 件については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案 3 件については、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

○議長(板橋恵一)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 6 月 14 日は、休会といたします。

明後日 6 月 15 日は、補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時 00 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 6 月 13 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 佐 藤 恵 子

同 森 長一郎